



第2部 リーディングプラン



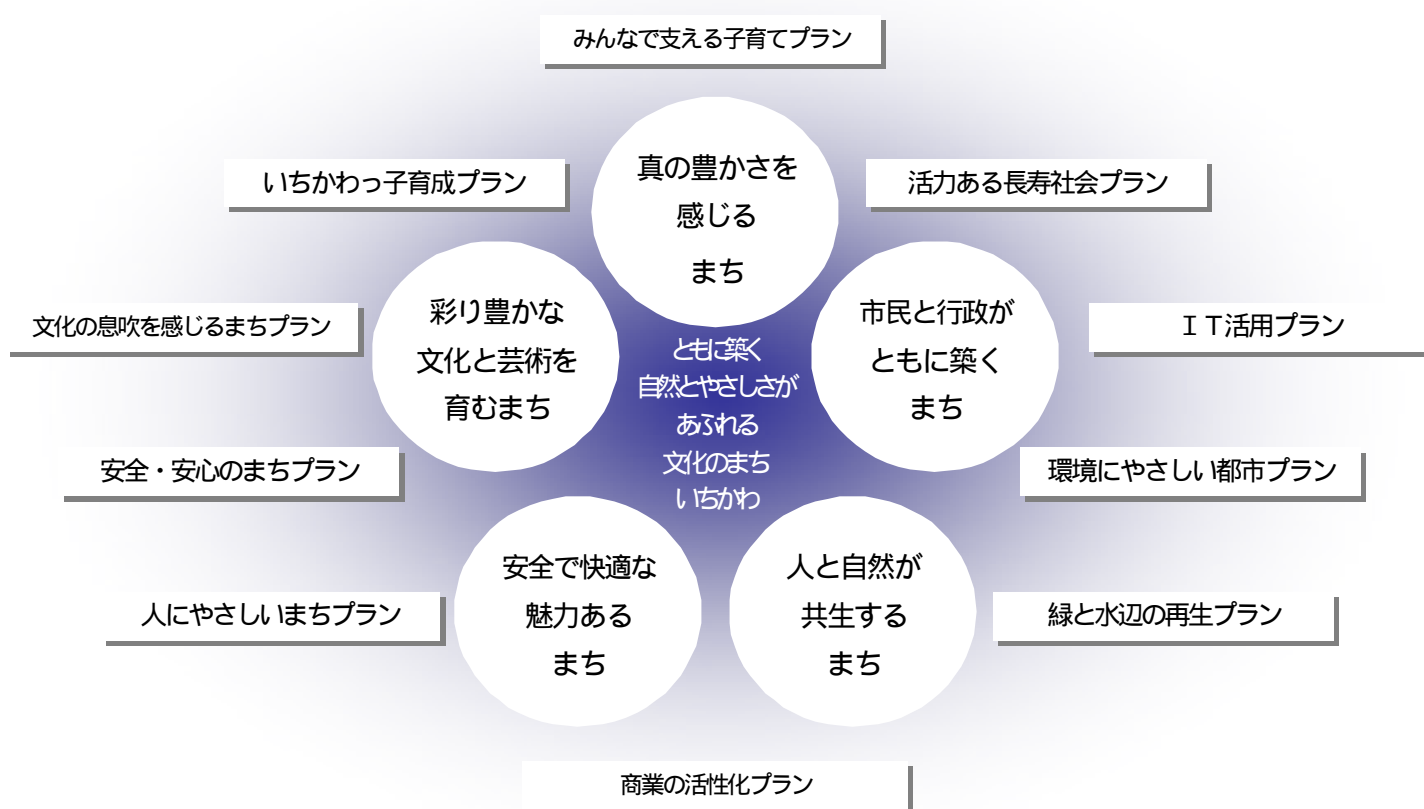
1 リーディングプランの趣旨

本市の主要課題を解決し、将来都市像達成へ導くために特に重要な施策テーマを選定し、関連する施策・事業を体系化した「リーディングプラン」を設定しました。

このリーディングプランに位置づけられた施策を総合的、横断的に推進することで、より施策効果を高め速やかにまちづくりの成果を挙げることを目的としています。

2 リーディングプランの構成

リーディングプランは、次の10のテーマにより構成します。



みんなで支える子育てプラン

目標 子育てしやすい環境づくりのために

恵まれた環境の中で、安心して子どもを育てることができるよう、地域、行政などの社会全体が協力して、子育て家庭を支援していきます。

主要施策

重点事業

地域での子育て体制の 充実

子ども総合相談窓口事業

家庭児童相談室機能と併せ、子育てに伴う各相談を気軽にできる場を充実するとともに、関係機関の情報をとりまとめ提供するなど、相談業務の充実を図ります。

ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を行いたい人と、育児の援助を受けたい人との相互援助関係を組織化し、地域ぐるみで子育てを支援します。

子育て支援センター事業

地域での子育て家庭の支援のため、民間保育園を対象に保育園利用者以外への育児アドバイスや育児情報の提供を拡充します。

保育園、幼稚園整備事業

*待機児童の解消のための公立及び民間保育園の整備や、幼稚園の地域開放のための整備を進めます。

子育て専門員地域派遣事業

エンゼルプランに盛り込まれた各専門的職員でチームを結成し、子育てに関する悩みを持つ保護者の集まる場に出掛けて行き、悩みを一人で抱え込まないように指導します。

男女共同の子育て環境 整備

労働時間短縮促進事業

職業と家庭生活を両立させるため、労働時間短縮に向けた就業条件の整備を促進します。

男性の家事・育児参加支援事業

男女共同による子育て支援の気運が高まるよう、男性を対象とした家事、育児に関するセミナーの開催や男性の子育て参加への各種啓発活動を支援します。

育児休業優良事業所表彰事業

エンゼルプランに基づき、市内事業所の育児休業の実態を調査し、優良事業所を表彰します。

事業所内託児施設設置支援事業

育児を行う労働者を支援するため、事業所内に育児施設を設置する企業に対して補助金等を支給します。

活力ある長寿社会プラン

目標 いきいきと活力にあふれた暮らしを送るために

高齢者がこれまで培ってきた知識や能力、経験などを発揮できるよう社会参加や就業支援、趣味や学習への支援を行い、いきいきと生涯現役生活が送れる環境づくりを推進します。

主要施策

重点事業

生涯現役のための環境
づくりの推進

高齢者能力活用支援事業

様々な知識や技術を持った高齢者が身近な地域でボランティア活動などで活躍できるよう、高齢者人材台帳を活用して社会参加のための活動に対する支援を行います。

高齢者向け就業能力開発事業

高齢者の就業に関する技術や能力の開発を行う学習の場を充実します。

余暇を楽しむIT教室事業

余暇時間の楽しみや趣味の幅を広げるためにインターネットなどITを自由に活用できるよう、高齢者向けのIT教室を実施します。

高齢者活動施設整備事業

空き住宅を自立高齢者の自主活動の場として整備を進めます。

多世代交流型スポーツクラブ育成事業

高齢者にも気軽に楽しめ、地域で多世代が交流するような総合的なスポーツクラブの育成を支援します。

いちかわっ子育成プラン

目標 地域で心豊かないちかわっ子を育成するために

家庭、地域、学校の連携のもと、次代を担う子どもたちが、個性や能力を伸ばし、健やかに育つよう地域の教育力を高めて、心豊かな「いちかわっ子」を育成します。

主要施策

重点事業

地域で取り組む教育の推進

地域ボランティアによる体験型学習推進事業

地域ボランティアの協力のもと、体験学習、環境学習、郷土学習等を進め、子どもたちの自主性と郷土愛を育みます。

子どもの居場所づくり事業

小学校内の*余裕教室を活用して、放課後、児童が過ごせるフリースペースを確保し、異年齢交流を促進します。

部活動等地域指導者協力事業

部活動等の活性化を図るため、部活動の指導に地域指導者の協力を仰ぎ、心身ともに健康な児童・生徒を育成します。

ナ・チャリングコミュニティ事業

地域ぐるみで子どもたちを育むとともに、本来地域が持っている地域教育力の再生を図ります。

青少年の地域ボランティア活動参加促進事業

小、中、高校生の参加による地域ぐるみの環境美化運動など、児童・生徒の地域ボランティア活動への参加を促進します。

家庭教育学級運営事業

地域教育の基礎となる家庭教育の充実のため、同年齢の子を持つ親が集まり、様々な活動を通して家庭教育のあり方について学ぶ「家庭教育学級」を支援します。

文化の息吹を感じるまちプラン

目標 人々が文化をより身近に感じるために

点在する文化的資産や歴史的な街並みを楽しみながら訪ね歩くことができるよう、施設整備とネットワーク化を進め、人々が身近に文化を感じることができるような仕掛けづくりを推進します。

主要施策

重点事業

文化の拠点とネットワークづくりの推進

文化活動施設ネットワーク化事業

市民が身近に文化とふれあい、自由に文化活動を行うことができるよう、文化活動施設の整備、まちかど美術館やギャラリーの市内への展開などを進めるとともに、これらをつなぐ散歩道整備などネットワーク化を推進します。

東山魁夷記念館建設事業

東山魁夷画伯の邸宅を記念館とし、東山芸術の顕彰と市民文化の向上を図ります。

文学と歴史の散歩道整備事業

訪れる人が楽しく散歩することができるよう、文学の散歩道や歴史の散歩道などを整備するとともに、休息所や案内所などを含めた街並みの整備を行います。

まち案内ボランティア活動支援事業

市内各所に点在する文化的資産を案内する、市民ボランティアの育成、確保を図ります。

街回遊展事業

芸術文化活動の展示会や発表会とともに、地域の文化財や名所旧跡の再発見のため、街回遊展を拡充します。

まちかど文化フェスティバル開催事業

市民を主体に商店街との共同で、季節を通してパフォーマンスストリート、ジャズコンサートなど文化的催しを企画、開催します。

安全・安心のまちプラン

目標 災害に強く安全に暮らせるまちをつくるために

火災や地震、風水害などから市民を守る災害に強い安全なまちの実現に向けて、防災拠点の整備、水害対策など都市防災化を推進します。

主要施策

重点事業

地域防災まちづくりの推進

防災公園整備事業

大規模災害時の防災避難地や防災拠点として、*防災公園と消防の出張所の整備を行います。

災害時避難用道路整備事業

都市計画道路整備、市道再整備を進め、延焼遮断帯や避難路を確保します。

公共施設耐震改修事業

防災拠点となる公共施設について耐震診断を行い、必要な耐震補強を行います。

既存民間建築物耐震改修促進事業

耐震基準に適合するよう、リーフレット、ホームページなどを通して民間の既存建物の耐震改修を促進します。

内水排水施設整備事業

雨水排水基本計画に基づき雨水幹線排水路、排水機場の整備などを行います。

江戸川、旧江戸川スーパー堤防整備促進事業

大規模水害から市民を守り、併せて市民が水と親しめる広い堤防部を持つ*スーパー堤防の整備を促進します。

人にやさしいまちプラン

目標 誰もが安心して生活できる環境をつくるために

子どもから高齢者まで誰もが快適で安心して移動できる環境をつくるために、歩道の確保、歩道や駅周辺の*バリアフリー化、防犯灯、街路灯の設置などを進めます。

主要施策

重点事業

安心して移動できる環境
の整備

人にやさしい道づくり事業

本八幡北口地区を重点地区として、歩道の拡幅、段差解消、スロープ設置など、歩道のバリアフリー化を進めます。

電柱移設・地中化推進事業

通行の障害となる電柱について、移設や地中化を進めます。

道路改良事業

安心して通行できる道路・歩道整備を行います。

駅施設バリアフリー整備事業

主要駅施設とその周辺のバリアフリー化を進めます。

防犯灯、街路灯整備事業

防犯灯、街路灯の設置を進め、夜道でも明るく安心して歩ける歩道づくりを進めます。

まち案内板設置事業

歩道のサインやまち案内など、誰もが安心して楽しく歩けるまち案内機能を充実します。

商業の活性化プラン

目標 地域に根ざした活力と魅力ある商業振興のために

まちを活性化させ、多様化する消費者ニーズに対応するため、再開発事業とも関連させながら、広域的な集客力を持つ商業集積の整備を推進します。さらに、地域住民の交流の場として商店街の再整備を支援するなど、コミュニティを重視した商業環境づくりを促進します。

主要施策

重点事業

賑わいのある商店街
づくりの推進

空店舗活用事業

商店街活性化のために、空店舗に集客力が見込める個性的な新店の誘導を図り、その開業を支援します。

共同施設整備事業

商店街の商業環境整備を促進するため、商店街に付設した駐車場及び付帯道路、標識等の整備を行うとともに、地域住民の憩いの場、ふれあいの場として、魅力づくりの形成を図ります

リーダー育成支援事業

商店経営者を対象とした研修会や研究会等を開催し、商店会のリーダーや後継者の育成等を目指し、各商店街の活性化を図ります。

各種イベント開催支援事業

商店街の回遊性の仕掛けとして、伝統文化のイベントや観光事業開催を支援します。

人がふれあう景観形成事業

商店街と共同して、人がふれあい交流を生む商店街となるよう、商店街のデザインづくりとそのためのルールづくりを進めます。

緑と水辺の再生プラン

目標 緑の再生と水辺空間の活用のために

快適で潤いのある生活環境を整備し、人々に安らぎを与えるまちをつくるため、貴重な緑の保護、再生に努めるとともに、河川や海辺の水辺空間を整備して親水空間としての活用を進めます。

主要施策

重点事業

緑地と水辺空間整備の推進

水と緑のネットワーク化推進事業

市内に点在する緑や水辺を、街路樹や川辺の遊歩道などで有機的につなぎ、水と緑のネットワーク化を進めます。

黒松保護・再生事業

薬剤散布や電流式害虫駆除などによる黒松の保護及び、移植などによる黒松の再生を図ります。

小川再生プラン

市内に残された湧水の保全・蘇生を図り、市民に親しめる小川として再生していきます。

水辺プラザ整備事業

大柏川調節池を自然環境型の施設として整備を進めます。

江戸川の水辺空間整備事業

本市の貴重な水辺空間である江戸川の河川空間に、サイクリングロード、花の広場、桜並木などを整備し、市民の憩いの場として総合的な活用を図ります。

海辺の親水空間整備事業

豊かな海の再生と市民が気軽に海と接することができる海辺空間の創造に向けた検討を進めます。

環境にやさしい都市プラン

目標 市民一人ひとりが環境問題に取り組むために

持続的発展が可能な循環型社会を構築するため、市民一人ひとりが自ら進んで環境問題へ取り組み、身近でできることから行動することを通して、地球環境に配慮したライフスタイルの確立を目指します。

主要施策

重点事業

循環型社会づくりの推進

環境活動支援事業

環境活動団体等への講師派遣、環境情報の提供など、地域での市民や民間団体の環境活動を支援します。

環境学習推進事業

市民一人ひとりが環境との関わりを理解し、環境に配慮した行動ができるよう、環境学習センターを整備し、環境学習を推進します。

グリーン購入推進事業

環境にやさしい製品やサービスを、自ら進んで購入する取り組みを進めます。

買い物袋持参運動推進事業

商工会議所、大型店連絡協議会を通して買い物袋の持参運動を推進し、ごみの発生抑制を図ります。

分別収集促進事業

分別の徹底を図り廃棄物から資源物を回収し、資源化を促進します。

生ゴミ処理機購入促進事業

家庭から排出される生ゴミの資源化を進めるため、生ゴミ処理機購入費用の一部を助成します。

雨水貯留施設設置促進事業

雨水の有効活用を行うことにより、水循環システムを確立し、省資源化の促進を図ります。

資源化センター建設事業

収集した資源物を一元的、効率的に処理する施設を整備します。

IT活用プラン

目標 市民サービスの向上に活用するために

人々の生活を限りなく便利に変えてくれる可能性を持つIT(情報通信技術)を、市民生活の向上に活用するために、ITを最大限に活かした市民サービスの展開を推進します。

主要施策

重点事業

サービス向上のための
システムづくりの推進

情報化整備事業

市民や企業の情報拠点としての情報プラザを整備し、行政窓口の拠点とするとともに、ITを活用した起業支援、新産業の育成等を推進します。

情報化推進人材育成事業

ITに関する基礎技能習得のための講習等を行い、情報化を推進するための人材を育成します。

生涯学習支援システム構築事業

大学の講座や講演などに多くの市民が参加できるよう、テレビ講座システムなど広域的な生涯学習支援システムを構築します。

子育て相談システム構築事業

ITを活用した子育て相談ホームページの開設と、子育ての悩みなどの情報交換のため、保育園、幼稚園にパソコンを設置したネットワークシステムを構築します。

地域活動支援システム推進事業

市民や行政が必要とする地域の情報を効率的に収集し、活用できるような地域情報のネットワーク化を推進します。

広域的行政サービスシステム構築事業

住民基本台帳ネットワークシステムの整備など、ITを活用して行政事務の効率化を図り、市民サービスをより向上させます。



第 3 部 分野別計画



第1章 真の豊かさを感じるまち

第1節 健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくります

少子高齢化や核家族化など、暮らしを取り巻く社会環境の変化の中で、誰もが安心して心豊かに生活できるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉に関わるサービスの充実や、子育てがしやすく、高齢期をいきいきと過ごせる環境づくりの一層の充実を図るとともに、多様なサービスを身近な地域で受けられるよう、地域福祉や*セーフティネットとなる社会保障制度の適正な運営等を図り、福祉の充実したまちづくりを展開します。

- (1)生涯を通じて健康で安心して暮らすために
- (2)助け合い、支え合う地域社会の実現のために
- (3)安心して子どもを産み、健やかに育てるために
- (4)ノーマライゼーション社会の実現のために
- (5)高齢者が地域社会の中でいきいきと暮らすために

現況と課題

(保健・医療)

近年、急速な人口の高齢化に伴い、生涯を通じて健康で安心して暮らしたいという市民の願いが高まっています。また、心の健康に関わる問題が増加する傾向も見られます。

そのため、心身両面から保健・医療サービスそれぞれの充実を図るとともに、保健・医療・福祉の各関係機関との密接な連携を図り、健康増進、予防、治療、リハビリテーションまでの一貫したサービス体制を築いていく必要があります。

(地域福祉・社会保障)

これまで福祉施策は、子どもや障害者(児)、高齢者など、対象者ごとに縦割りを基準とした福祉が展開されてきましたが、福祉ニーズの拡がりとともに、地域を基盤に援助が必要とされる人の自立と生活を総合的に支援することを目的とした「地域福祉」を充実させていく必要が生じています。これらの取り組みとともに、年金、医療保険、介護保険などの社会保障制度を十分に機能させ、重層的な支え合いの仕組みを整備していくことが必要です。

(少子化)

現在、大きな関心を集めている少子化は本市においても顕著に表れています。平成11年度末には、*合計特殊出生率が国を下回る1.23となるなど、今後、少子化は一層進むと予想されていることから、子ども一人ひとりの健やかな成長を基本としながら、安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てができるよう多様な支援を進め、子育てをしやすい環境づくりを進めることが必要です。

(障害者 (児))

本市では障害者(児)が地域でその人らしい自立した生活を送ることを目標とした施策の推進を図ってきましたが、近年は障害者(児)自身の社会参加や地域における自立や交流への意欲がさらに高まっており、そのための支援を一層充実する必要があります。併せて、現在進められている社会福祉の基礎的な構造改革に伴い、行政の「措置制度」として行われてきた障害者(児)への様々な福祉サービスが、利用者の選択に基づく「契約制度」へと移行されることから、本市における福祉サービスについても、障害者(児)一人ひとりの選択や権利を尊重しつつ、障害の早期発見から療育、自立した生活の支援に至るまで一貫したサービスを提供できるよう、体制を見直していく必要があります。

(高齢化)

現在、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、平成22年(2010年)には総人口の約16%、およそ78,000人になることが予測され、高齢化は本市においても顕著に表れています。

そのため、高齢者がいきいきと自立した生活を送ることができるよう、介護に関わる支援から社会参加の機会充実まで身近な生活環境を整え、ゆとりと活力あるまちづくりを進めることが極めて大きな課題となっています。

基本方針

市民一人ひとりに合わせた心と体の健康づくりを進めることを基本に、地域に密着した保健活動、予防医療の充実を図るとともに、市内医療機関や広域的な連携により、万一の場合にも安心して医療が受けられる*救急医療体制を確立します。

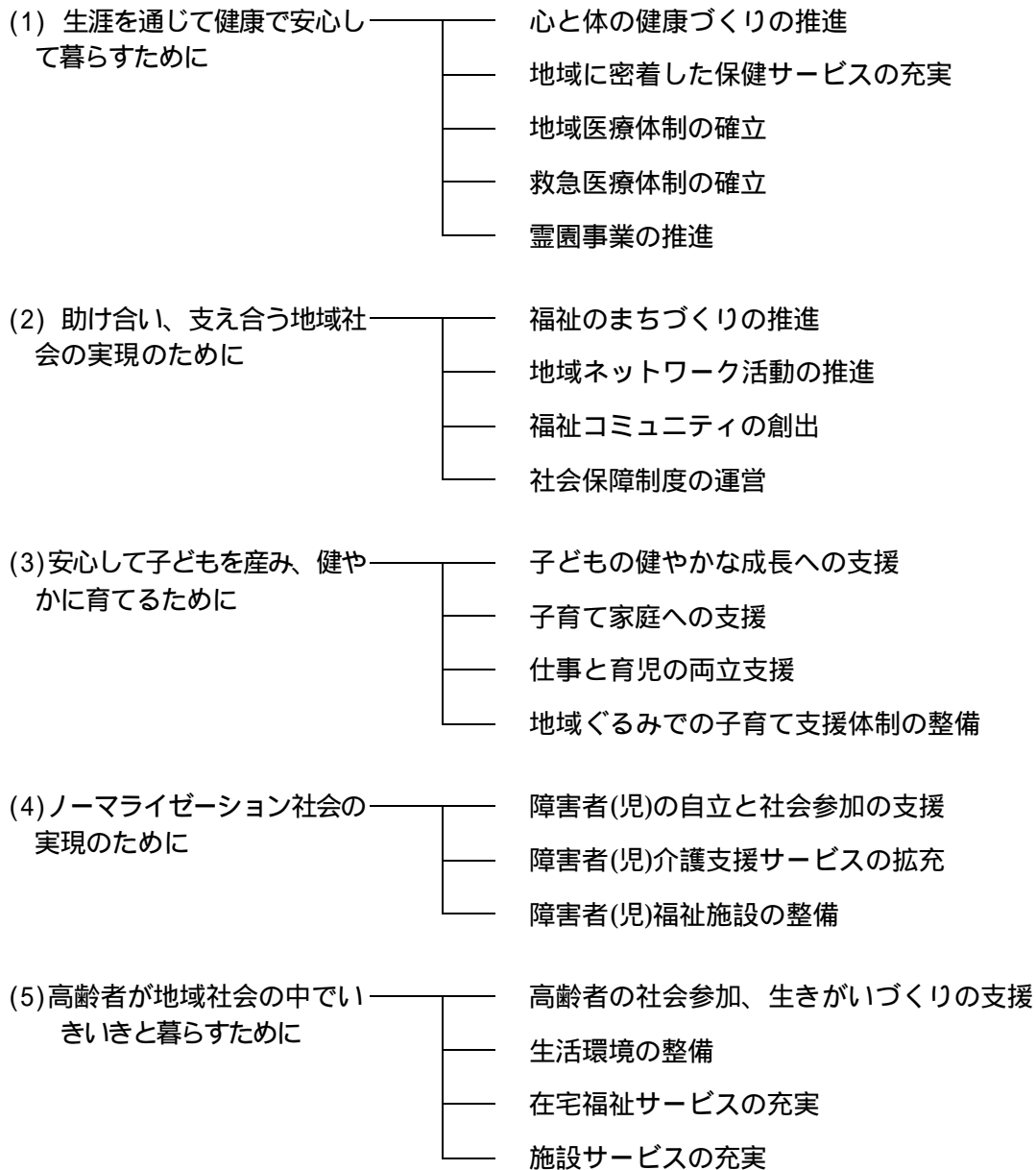
福祉に関わる地域の機関、人材等のネットワーク化や市民の主体的な参加による地域福祉体制を構築するとともに、各種の社会保障制度の適正な運営を図り、*自助、共助、公助のバランスのとれた地域福祉体制を確立します。

子どもたちが健やかに成長するよう、安全で楽しく遊べる地域環境づくりや子育て家庭への様々な支援を充実するとともに、地域ぐるみで子育てを助け合える仕組みづくりを進めます。

*ノーマライゼーション理念のもと、障害者(児)一人ひとりの主体性や権利が尊重され自立して暮らせるよう、居住や教育、社会活動のための場を整備、充実するとともに、介護支援サービスの拡充を図り、生活の質の向上を図ります。

高齢者が生きがいを持ち、安心、安全に暮らせるよう、生涯学習活動や社会参加への支援とともに、身の回りの生活環境の整備を図ります。また、在宅での生活を支援するサービスや介護サービスをはじめ、在宅生活が困難な高齢者には施設サービスを充実させます。

施策の体系



施策の概要

(1) 生涯を通じて健康で安心して暮らすために

心と体の健康づくりの推進

乳幼児から青少年、成人、高齢者まで、年齢や健康度に応じた各種の相談、健康診査、保健指導などの保健サービスを充実し、一人ひとりが健康づくりのできる環境を整備します。

地域に密着した保健サービスの充実

地域に密着したきめ細かな保健サービスを充実させるとともに、疾病の予防からリハビリテーションに至るまでの総合的な保健医療対策を推進します。

地域医療体制の確立

二次*保健医療圏を担う医療施設の整備を図ります。また、寝たきりをつくらないための保健・医療を推進するとともに、保健・医療・福祉の連携による在宅医療、*在宅ケア推進の体制づくりを進めます。

救急医療体制の確立

市内医療関係団体や近隣市との連携により、救急医療や災害時医療、夜間・休日診療の体制を確立します。

霊園事業の推進

都市化、核家族化などの進展に伴い、多様化する墓地の需要に応えるため、民営墓地の適切な供給や配置を図るとともに、市営霊園の適切な維持管理を進めます。

(2)助け合い、支え合う地域社会の実現のために

福祉のまちづくりの推進

高齢者や障害者(児)などが安心して様々な活動ができるよう、*ユニバーサルデザインなどに配慮した福祉のまちづくりを進めます。

地域ネットワーク活動の推進

福祉団体やボランティア団体、保健・医療機関、民生委員、児童委員など、地域における組織や人材、施設等の資源を総合的にネットワーク化し、身近な地域で必要な保健・医療・福祉サービスを受けることのできる体制づくりを進めます。

福祉コミュニティの創出

地域の問題はできるだけ地域で解決できるよう、主体的な市民活動で結ばれる福祉コミュニティの創出を図るとともに、その活動を活性化します。

社会保障制度の運営

年金事業の推進や、国民健康保険、介護保険の健全な事業運営を図るとともに、制度への理解を深めるための啓発、相談活動を充実します。

(3)安心して子どもを産み、健やかに育てるために

子どもの健やかな成長への支援

次代を担う子どもが心身ともにのびのびと成長できるよう、安全な遊び場の整備を進めるとともに、公共施設などを活用した様々な活動を推進し、子どもの交流のための場の確保を図ります。

また、成長・発達の段階に応じ、個別に支援を必要とする子どものため、相談から*療育までの一貫した支援を積極的に行います。

子育て家庭への支援

すべての家庭が安心して子育てができるよう、育児の経済的負担の軽減を図るとともに、子育てに関する学習や相談、情報提供の充実を図ります。また、育児サークルなど保護者同士の交流

活動の支援を行います。

仕事と育児の両立支援

地域の需要に応じた保育園の充実を図るとともに、*一時的保育や延長保育など多様な保育サービスを拡充します。併せて、保育クラブなど放課後児童の健全な育成を図ります。また、*育児休業制度の周知をはじめ、子育てしやすい職場・労働環境の整備を雇用主に働きかけます。

地域ぐるみでの子育て支援体制の整備

地域社会全体で子育てを支援できるよう、地域における総合的な情報ネットワークを整備し、交流機会を充実させるなど、地域に内在する福祉力を様々な形で活用します。

(4) ノーマライゼーション社会の実現のために

障害者(児)の自立と社会参加の支援

障害者(児)の居住環境の整備をはじめ、教育や就労、社会参加活動の場の整備充実を図るとともに、健常者との交流や障害者(児)を支えるための人材の育成などを進め、自立と参加を促します。

障害者(児)介護支援サービスの拡充

地域での生活の質の向上を目指し、介護支援サービスを拡充します。

障害者(児)福祉施設の整備

障害者(児)の活動のための場の整備や、障害者(児)が地域の中で生活できる施設の整備を進めます。

(5) 高齢者が地域社会の中でいきいきと暮らすために

高齢者の社会参加、生きがいづくりの支援

高齢者がその豊かな知識や経験を活かすことのできる、社会参加の場や機会を拡充します。また、生涯学習、健康づくり、生涯スポーツのための場や機会を充実します。

生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活ができるよう、生活環境の整備を進めます。

在宅福祉サービスの充実

保健・医療・福祉の連携のもと、在宅での日常生活への支援や介護サービスを拡充します。

施設サービスの充実

在宅での生活を継続することが困難な高齢者が適切な介護サービスを受けられるよう、施設での福祉サービスを充実します。

主要事業

主要事業名	事業の概要
医療施設整備事業	浦安市川市民病院を地域医療の基幹病院として充実・強化を図るため、再整備を促進します。
救急医療整備事業	二次*救急医療体制の充実と診療時間外の救急医療に対する体制を整備します。
市営霊園整備事業	霊園用地の再整備と共同墓地や新たな形式の墓地を整備します。
地域ケアシステム推進事業	社会福祉協議会の支部単位に相談員を配置した拠点を整備し、地域住民や社会福祉協議会などの関係機関との協働により、地域福祉活動の充実や相談体制の確立を図ります。
子ども施策一元化事業	子どもが明るくのびのびと過ごすことができるよう、子どもの居場所づくりなど様々な分野にまたがっている子ども施策について、市民や子ども自身の視点で点検し、より分かりやすく利用しやすい子ども施策を進めます。
地域生活支援センター設置事業	障害者の地域生活支援の核となる機関として、地域生活支援センターを設置・拡充し、センターを中心としたシステムづくりを進めます。
高齢者福祉施設の整備	介護老人福祉施設やケアハウス等の施設整備を促進します。

第2節 豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てます

次世代を担う子どもたちが心豊かに育つ環境を整えていくことは、社会の責務だといえます。成長期にある青少年がいきいきと学び、自立性と社会性を身につけていくことができるよう、家庭、地域、学校が連携し教育の充実を図ります。

- (1)自ら行動する子どもを育てるために
- (2)開かれた学校教育を推進するために
- (3)青少年の健全育成のために

現況と課題

(教育)

本市では「ゆとり」の中で、「生きる力」を育む教育を目指し、子どもたちが、いきいきと主体的に学習する学校教育や時代に適応した教育の実践に力を入れ、自らの力で様々な課題を解決できる能力の育成を図ってきました。

さらに地域においては、学校、関係機関や各種団体、家庭や地域住民が協力して、児童・生徒が人々とふれあいながら学べる場づくりや、自分を見つめ、相手を思いやる気持ちを育む教育に力を入れているところです。

今後は、国際化、情報化、環境問題などの社会変化にも対応できる教育を充実するとともに、子どもたちが自らの個性を充分伸ばすことができるように、各学校が創意工夫をこらした特色ある教育を一層進める必要があります。また、開かれた学校づくりを推進し、地域と一体となって、信頼される学校教育を進めることが重要となっています。*余裕教室についても、学校教育の機能を高める視点から生涯学習・福祉・文化などの施設の活用を図り、時代のニーズに応えていくことが求められています。

一方、少子化の進行等に伴い、通学区域や学校間の規模を見直すとともに、快適で安全な教育環境を提供することを目的とした、小中学校の改築や校舎の耐震化などを計画的に進めることが課題となっています。

(青少年)

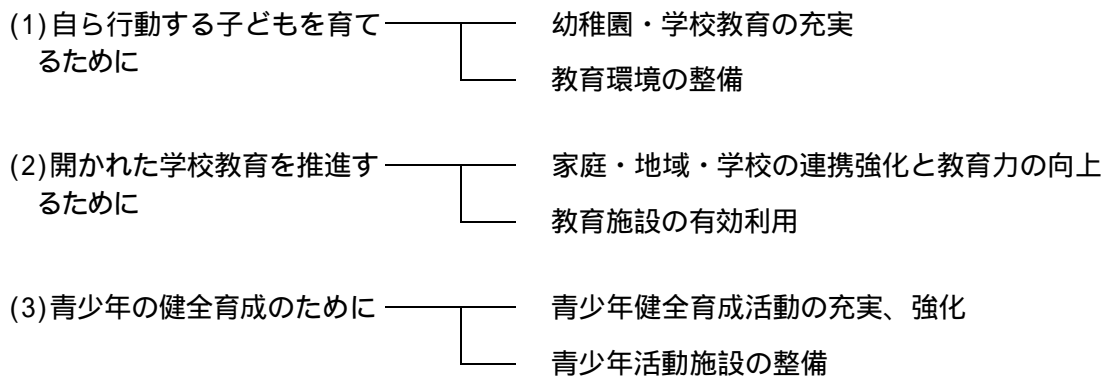
近年問題となっている、いじめや不登校、青少年犯罪など子どもに関わる様々な問題は、社会全体で対応していかなければならない大きな問題です。これらを未然に防ぐために、家庭、地域、学校が今まで以上に密接に連携を取りながら、青少年の健全育成を図ることが必要です。

基本方針

子どもの個性と能力を伸ばし、豊かな人間性を育み、いのちの尊さを理解できる教育を目指し、教育活動を充実するとともに、教職員の資質向上、学校施設の充実などに努めます。また、家庭、地域、学校の連携を深め、地域全体で子どもを育てる環境をつくります。

さらに、地域における青少年活動を活発化し、青少年の健全育成と非行防止を推進します。

施策の体系



施策の概要

(1)自ら行動する子どもを育てるために

幼稚園・学校教育の充実

一人ひとりの個性や人間性を育むとともに、自ら学び、自ら考える力、他人を思いやる気持ち、健康で安全な生活を送る能力や態度を培うため、ボランティア活動、体験学習などによる、人権教育、福祉教育、心の教育、環境教育、*国際理解教育などへの取り組みを充実します。

教育環境の整備

市民から信頼される教育活動が展開されるよう、教職員の資質向上に努めるとともに、近年深刻化している心の問題に対応した相談・指導体制を確立します。また、就園・就学を奨励する制度を充実します。

老朽化した校舎の改修、耐震性の向上など学校等施設の整備充実を図るとともに、国際化、情報化等の変化に伴う新しい教育にも対応できる施設へと整備、改善を図ります。

必要に応じて通学区域の見直しや学校規模の適正化を図ります。

(2)開かれた学校教育を推進するために

家庭・地域・学校の連携強化と教育力の向上

*学校評議員制度の導入により、家庭、地域、学校との連携を一層密にして、地域ぐるみで子どもの健全な成長を支援するため、地域の人々との交流を推進するとともに地域の文化、歴史、図書館、博物館などを活用した学習機会を充実させ、それぞれの教育力の向上を図ります。

教育施設の有効利用

*余裕教室を地域で有効に活用していくため、利用目的に応じた施設・設備の整備を進めます。また、地域のニーズに応じて、校(園)庭や体育館、プール、特別教室などの市民開放を進め、地域に開かれた学校づくりを推進します。

(3) 青少年の健全育成のために

青少年健全育成活動の充実、強化

青少年の主体的、社会的な活動を支援するため、様々な活動を指導する人材の確保や青少年団体、青少年リーダーの育成に努めます。

青少年を取り巻く社会環境や青少年が抱える問題に適切に対応した相談体制を充実させるとともに、家庭、地域、学校や関連機関が連携を取り、青少年の健全育成に努めます。また、地域社会全体で青少年の非行防止活動を推進します。

青少年活動施設の整備

青少年館、少年広場、キャンプ場など、青少年の健全育成及び地域社会における青少年活動を促進するための場の整備、充実を図ります。

主要事業

主要事業名	事業の概要
耐震補強事業	学校施設の耐震性向上を図るため、耐震診断及び耐震補強工事と改修工事を実施し、施設の整備を図ります。
教育施設営繕事業	老朽化した学校施設等の改修工事を実施し、施設の整備を図ります。
部活動等地域指導者協力事業	部活動における子どもたちの多様な欲求に対応するため、地域での専門的な指導ができる協力者の人数を増やすとともに、部活動に準じたクラブについても支援を拡大します。
コンピュータ教育振興事業	情報化社会に対応するため、学校においてもコンピュータ教育を可能とする学習環境を整備します。
教育相談事業	児童、生徒及び保護者、教職員からの相談を受ける教育相談員に対し、スーパーバイザーとして指導助言を行う嘱託医を配置することにより相談事業の充実を図ります。

第3節 生きがいを見いだす、いきいきとした生涯学習社会をつくります

心の豊かさや生活の質の向上を求める時代にあって、文化、スポーツ活動やボランティア活動などを含めた生涯学習活動は、一層その重要性を増しています。自分の興味や関心に応じて、いつでも、どこでも、誰でもが生涯学習に取り組めるような環境を整備し、学習成果を発揮できる生涯学習社会を推進します。

- (1)生涯学習環境を整備するために
- (2)学習成果が発揮できるように

現況と課題

(生涯学習)

今日の生活水準の向上、余暇時間の増大により、人々の意識は「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を重視するようになり、自己を高め、生活の質的向上を目指す学習活動や、生きがいや楽しみとしてのスポーツ、レクリエーション活動などが積極的に行われるようになりました。

そのため本市においても、いつでも、どこでも、誰でもが自分のライフステージに応じて学習への取り組みが出来るよう、生涯学習センターや図書館、公民館、スポーツセンター、博物館などの整備、充実に努め、市民の活動の場がさらに身近になるよう場や機会を拡充します。

さらに、市民の多様なニーズに応えることができるよう、生涯学習関連情報の提供などを進めていくとともに、県や近隣市、大学等の高等教育機関などと連携した生涯学習推進体制を整備します。

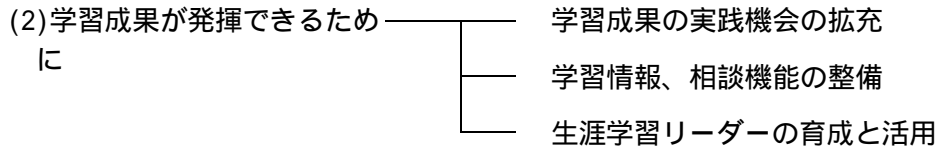
また、地域教育機能の向上を図りながら、市民活動の育成・支援、指導者の育成や確保を行い、子どもを含めた市民が学習の成果を活かし、さらに学習活動を推進できる体制づくりが課題となっています。

基本方針

生涯学習のための場を拡大するとともに、情報提供の整備、充実に進め、市民の自発的な学習活動の支援を強化します。また、すべての市民が気軽に、身近でスポーツやレクリエーションを楽しむことができるよう、機会の拡充を進めます。

施策の体系

- (1)生涯学習環境を整備するために
 - 生涯学習機会の拡充
 - 生涯スポーツ、レクリエーション活動の振興
 - 生涯学習施設の整備、充実
 - 学習施設のネットワーク化



施策の概要

(1)生涯学習環境を整備するために

生涯学習機会の拡充

市民ニーズに合わせて公民館などの各種講座内容を充実するとともに、市内の高等教育機関の協力を得た市民講座を開催することにより、生涯学習機会の拡充を図ります。

生涯スポーツ、レクリエーション活動の振興

すべての市民が生涯を通じていきいきと健康的に生活することができるよう、気軽に実践できるスポーツ、レクリエーション活動の振興を図ります。

生涯学習施設の整備、充実

市民の多様な学習活動を支えるため、図書館、博物館などの生涯学習施設やスポーツ・レクリエーション施設の整備、充実を図ります。

学習施設のネットワーク化

文化会館、図書館、公民館などの生涯学習施設のネットワーク化を図り、学習講座主催施設以外でも、同時に講義を受けられるシステムの構築を図ります。また、県や近隣市、大学と相互に連携してテレビ会議システムなどを利用した広域的な地域情報通信ネットワークの整備を推進します。

(2)学習成果が発揮できるために

学習成果の実践機会の拡充

市民が生涯を通じて自由に自己表現をし、社会の中で生きがいを見いだすことができるよう、教育をはじめ文化、生活、地域社会などあらゆる分野で、学習した成果を社会で実践し、実践したことをさらに学習へとつなげることができる機会を拡充します。

学習情報・相談機能の整備

生涯学習センターの機能充実などにより、生涯学習に関連する情報の収集、提供や学習相談機能の充実を図るとともに、市民の誰もが学習した成果を外部に発信できるよう、ITを活用した環境整備を進めます。

生涯学習リーダーの育成と活用

市民の様々な要請に応えられるよう、生涯学習活動に欠かせないリーダーの育成や様々な知識・技能を持つ人を中心とした人材バンクを整備しその活用を図ります。

主要事業

主要事業名	事業の概要
生涯学習推進事業	生涯学習関連事業に関する情報の提供及び学習相談と、市の各種相談窓口とのネットワーク化を進めます。 また、生涯学習の指導者の需要に応えるため、ボランティア登録制度を構築します。
広域的地域情報通信ネットワーク事業	本市と船橋市、浦安市、千葉県とネットワークを結びます。また、市内の各社会教育施設及び大学をネットワーク化し、講座、講演等をテレビシステムで遠隔受講できるようにするとともに、情報の共有化を進めていきます。
総合型地域スポーツクラブの育成	市民のスポーツ参加を促進するため、子どもから高齢者まで楽しめる地域住民の運営によるスポーツクラブを育成します。

第4節 誰もが安心して働くことができる環境をつくります

経済の*グローバル化は企業活動のあり方を変え、雇用環境に大きな影響を及ぼし、また、経済の伸長は個人消費の動向と深く関係しています。このような動向を踏まえ、勤労者の福祉向上と消費者の権利擁護を図り、雇用や消費の環境を現代の高度な経済社会にふさわしいものに整えていきます。

- (1) 安心して働ける労働環境づくりのために
- (2) 豊かな消費生活を送るために

現況と課題

(雇用・労働)

近年の長引く景気の低迷により先行きが不透明な社会状況が続いており、社会構造も情報通信技術の発達からハイテク社会へと大きく転換しています。また、*IT革命やグローバル化の急速な進展により、新技術や外国語の習得など時代に適応した人材が求められるなど、雇用を取り巻く環境も激変しています。

このような動きを踏まえ、就労できる場所の確保と就労できるだけの技術を習得することが求められます。また、少子高齢化社会に向けて、仕事と家庭の両立ができるよう職場環境の整備を進めていくとともに、勤労者の主体的な活動の機会の充実や福利厚生の上昇を図る必要があります。

(消費生活)

今日では多種多様な商品の販売やサービスが提供され、これに加えてインターネットを利用した電子商取引が活発になるなど、消費生活に大きな変化が生じています。また、その一方で、販売方法や契約内容、商品の安全性などに関する苦情や相談も増加しています。

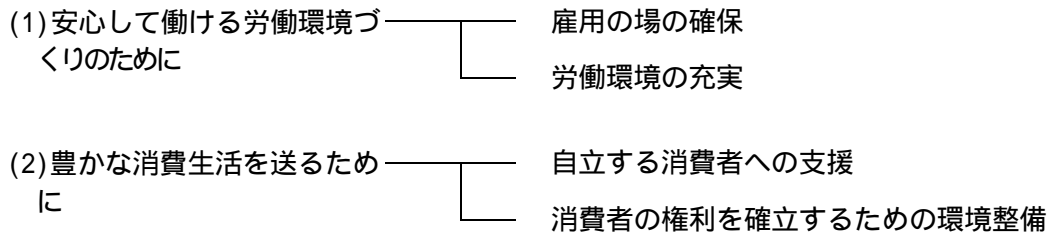
そのため、「自立する消費者」として、一人ひとりが自分の判断に基づき、安全な消費活動を行えるよう、意識啓発や情報提供に努めることが重要となっています。

基本方針

勤労者が安心して働き、暮らすことができるよう、雇用の促進と、福祉の向上など労働環境の充実を図ります。また、就労に関する様々な情報提供、相談等の機能を充実します。

「自立する消費者」に向けて消費生活に関わる意識啓発や情報提供、相談活動を充実し、消費者の権利の確立や消費者支援の環境整備についても推進します。

施策の体系



施策の概要

(1)安心して働ける労働環境づくりのために

雇用の場の確保

ハローワーク（公共職業安定所）と連携し、雇用の場を確保するため、職業相談、雇用情報の提供などを充実します。特に、高齢者や障害者、女性等の雇用機会の充実を図ります。また、時代のニーズに沿った職業技術の習得を支援し、雇用を促進します。

労働環境の充実

中小企業に従事する勤労者の福祉向上を図ります。また、少子高齢化対策として、仕事と家庭の両立ができるよう育児休業や介護休暇などの取りやすい職場環境づくりを進めます。

(2)豊かな消費生活を送るために

自立する消費者への支援

自己責任に基づいて自ら主体的に行動する「自立する消費者」を目指した啓発活動を推進します。

また、消費者団体の活動がより活性化するよう積極的に支援します。

消費者の権利を確立するための環境整備

悪質商法への対応やテレビショッピング、インターネット販売など新しい消費活動に対応した消費者の支援に努めるため消費生活センターの機能を充実します。また、安全で豊かな消費生活を送るために、安全な食生活の情報や経済社会環境の変化に配慮した生活の情報など幅広い情報を提供します。さらに、適正な計量の実施と確保を進めます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
消費生活相談事業	事業者と消費者間の取引に関して生じた苦情の処理のあっせんを図ります。

第5節 人権を尊重し、世界平和に貢献します

人権の尊重と世界の平和は、人類が長年希求しながらも、今なお完全に到達できない目標だといえます。人権尊重と国際理解の深化に向けて、たゆみなく取り組みを進めます。

- (1) 人権と平和を尊ぶ社会を築くために
- (2) 男女共同参画社会の実現のために

現況と課題

(人権・平和)

わが国の憲法では基本的人権の尊重を掲げ、あらゆる差別を禁止していますが、今なお、その理想が達成されたとは言えない面を持っています。また近年は、子どもへの虐待、高齢者や障害者(児)の権利の擁護など、人権に関する新たな問題、課題が数多く指摘されています。人権問題は差別や偏見に関する理解や認識の不足に由来することが大きく、あらゆる機会を通じて、人権意識の向上を図ることが必要です。

特に、人々の意識や行動、社会の慣習の中には、女性に対する差別や偏見が根強く残っており、近年は、職場などでのセクシュアル・ハラスメントや性犯罪、夫・パートナーからの暴力など、女性に対する暴力の問題が顕在化していることから、固定的な性別役割分業意識の解消や女性に対する暴力の根絶を進めることが重要となっています。

また、平和について国際社会を見ると、冷戦構造は崩壊したものの、貧困や局地的な紛争はやまず、今、改めて人権や平和について理解を深める必要があります。

基本方針

人権を擁護するためのあらゆる施策を推進します。また、外国籍の市民とも共生できる平和な地域社会の実現のため、市民による様々な国際交流・協力活動への支援を通じて地域の国際化を図ります。さらに、核兵器廃絶平和都市宣言を踏まえ、平和への意識の啓発と高揚を図るとともに、恒久平和の確立に向けた諸施策を市民とともに積極的に推進します。

男女が互いに人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現を図るため、幼少時からの教育を含めた意識啓発や社会環境づくりを総合的に推進します。

施策の体系

- (1) 人権と平和を尊ぶ社会を築くために
 - 人権尊重のための施策の推進
 - 平和施策の推進
 - 国際交流・国際協力に関わる活動の促進と支援

(2)男女共同参画社会の実現のために ———— 男女共同参画社会形成のための意識の啓発、高揚
すべての分野における男女の参画機会の拡充

施策の概要

(1)人権と平和を尊ぶ社会を築くために

人権尊重のための施策の推進

すべての人がお互いの人権を尊重し合う社会を目指し、差別意識の解消や、あらゆる暴力を根絶するための諸施策を推進するとともに、社会的弱者の権利を擁護します。

平和施策の推進

核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨に基づき、恒久平和の確立のための諸施策を市民とともに積極的に進めます。

国際交流・国際協力に関わる活動の促進と支援

ともに生きる地球市民として、互いに理解し、助け合えるよう、平和や国際交流・国際協力に関わる市民の活動を促進するとともに、積極的な支援を行います。

(2)男女共同参画社会の実現のために

男女共同参画社会形成のための意識の啓発、高揚

男女共同参画社会基本法に基づいた新行動計画の策定を踏まえ、男女共同参画社会の形成に向けた教育や啓発活動を推進するとともに、女性センターの機能を充実します。

すべての分野における男女の参画機会の拡充

男女が社会の対等なパートナーとして、家庭や職場、地域社会など、あらゆる分野への参画と意志決定の機会が確保される社会の実現に向けて、意識啓発や社会環境の整備を図ります。

主要事業

主要事業名	事業の概要
外国人生活支援事業	外国人が地域で孤立することなく生活ができるよう、言葉の壁などをつくらないための諸施策を推進するとともに、ボランティアの協力による地域に根ざした外国人支援事業を充実します。
行動計画推進事業	男女共同参画社会基本法に基づいた行動計画を策定するとともに、行動計画による諸施策を推進します。

第2章 彩り豊かな文化と芸術を育むまち

第1節 芸術・文化を身近に感じるまちをつくります

「文化のまち」は長く本市が大切にしてきた都市像であり、芸術文化が市民の日常生活の中に溶け込み、心にゆとりや豊かさをもたらすまちの姿であると考えます。身近に芸術文化に親しみ、自ら創造することができるよう、芸術文化活動を幅広く振興します。

- (1) 芸術・文化に接する機会を拡充するために
- (2) 気軽に芸術・文化活動を行うために

現況と課題

(芸術・文化)

市川は、古くから自然環境の美しさや各分野で活躍する著名人が多く住んでいる文化のまちとして知られてきました。また、市民が創設した数々の芸術文化団体や個人が、各地、各施設において、市民文化の振興に貢献する活発な活動を展開しています。本市では、それらを支援するため、市川市文化会館をはじめとして生涯学習センターや公民館などを整備し、市民の芸術文化活動の活性化を図ってきました。

今後は、市民グループ、サークル及び個人のニーズに応えることができるような活動の場を確保するとともに、市民が優れた芸術文化作品に身近に接することができる機会の拡充や場の創設が課題となっています。

また、各種団体、サークルなどが自主性のある市民文化活動を行うことができる環境づくりや芸術・文化活動を指導する人材の確保なども課題となっています。

基本方針

市民が自主的に芸術文化活動を行えるよう、環境を整備するとともに、指導者の育成、確保に努めます。また、多様化する市民の芸術文化活動に対応することができる活動や発表の場の確保、優れた芸術・文化作品に親しむ機会の確保、市内に住む文化人を顕彰する場の整備を進めます。

施策の体系

- (1) 芸術・文化に接する機会を拡充するために
 - 芸術・文化的視点に立ったまちづくりの推進
 - 芸術・文化に接する機会の拡充と施設の整備
- (2) 気軽に芸術・文化活動を行うために
 - 市民の自主的な文化活動への支援
 - 文化活動を指導する人材の育成と支援

施策の概要

(1) 芸術・文化に接する機会を拡充するために

芸術・文化的視点に立ったまちづくりの推進

市民の多様な価値観を尊重し、自由で創造性に富んだ文化活動が行われるよう、文化行政の推進体制を充実、強化し、芸術文化的視点に立ったまちづくりを推進します。

芸術・文化に接する機会の拡充と施設の整備

市民の誇りとなる文化人、芸術家を顕彰するとともに、優れた芸術文化作品に身近に接する機会を拡充するため、市が取得した民家、芸術家宅、文化人宅を記念館や美術館などとして整備し、活用します。

(2) 気軽に芸術・文化活動を行うために

市民の自主的な文化活動への支援

市民の自主的な文化活動が生まれ、活発な活動が展開されるよう、文化団体や活動グループなどを支援するとともに、活動や発表の場を確保し、誰もが気軽に市民文化に触れることができる環境を整備します。

文化活動を指導する人材の育成と支援

市民の文化活動を指導する人材を育成、確保するために、各種講座を開催するとともに、人材の交流と連携を推進します。

主要事業

主要事業名	事業の概要
文化振興ビジョン策定事業	市民が気軽に文化や芸術に親しめるよう、まちかど美術館構想など、文化施策を体系化したビジョンを策定し、計画的に推進していきます。
文化活動施設整備事業	寄贈を受けた民家等を地域の芸術文化活動の拠点施設として整備するとともに、市民が自主的に芸術文化活動を行う場として活用できるよう支援します。

第2節 文化的資産や伝統文化をまちの活性化に活かします

文化的な魅力を高めることはまちの活力を高めることにつながります。本市の豊かな文化的資産や伝統文化を活かして、まちの活性化を図ります。

- (1) 文化的資産をまちの活性化に活かすために
- (2) 地域に根付いた文化を活かすために

現況と課題

(文化的資産)

市内には、歴史的建造物、史跡、街並み、美術工芸品などの文化的資産や、伝統行事、民話、風習などの伝統文化が多く残っています。これらは、歴史や文化の正しい理解や郷土意識を育むための貴重な資料となることから、調査、保存、展示を行ってきました。

今後は、さらに市民の共有財産である文化的資産を保存、継承し、それらの資産を通じて地域の歴史や文化にふれることができるよう活用するとともに、地域に残る伝統文化を掘り起こしていくことが課題となっています。

基本方針

生活の中で文化を楽しみ、遊び、学べる文化都市を目標に、曾谷貝塚などの史跡や博物館などの施設の積極的な活用とネットワーク化を図ります。

また、地域に根付いた文化を掘り起こし、保存、継承するための人材の育成を図るとともに、史跡等を案内する市民の協力を得ながら郷土意識の醸成を図ります。

施策の体系

- (1) 文化的資産をまちの活性化に活かすために
 - 文化的資産の保護、保存
 - 文化的資産のまちづくりへの活用
- (2) 地域に根付いた文化を活かすために
 - 伝統文化の保存、継承
 - 地域イベントの開催

施策の概要

(1) 文化的資産をまちの活性化に活かすために

文化的資産の保護、保存

貴重な埋蔵文化財の発掘調査を進めるとともに、市内にある全ての文化的資産を後世によりよい形で継承できるよう計画的に保存していきます。また、それらを保存するための施設を整備し、広く市民に公開していきます。

文化的資産のまちづくりへの活用

歴史的資産の多い本市の特性を踏まえ、点在する文化的資産と文化財施設を線で結び、歴史と文化のネットワークを形成し、市民が文化の薫りの中で学びかつ、遊ぶことができるまちづくりを推進します。また、それらを案内する人材を育成・確保していきます。

(2) 地域に根付いた文化を活かすために

伝統文化の保存、継承

地域の風俗、習慣を保存するとともに、地域に根付き、地域で育まれてきた伝統文化や民俗文化を保存・継承するための人材の育成や発表の機会の充実を図ります。

地域イベントの開催

地域に根付き、地域で育まれてきた「市(いち)」やまつりなどのイベントを支援し、まちの活性化を図ります。

主要事業

主要事業名	事業の概要
史跡環境整備活用事業	「下総国分尼寺跡」「堀之内貝塚」「曾谷貝塚」を市民の憩いの場と郷土学習の場となるように整備します。
史跡活用イベント推進事業	史跡等の歴史資産を活かした「市民ふるさとまつり」を推進します。
博物館活動推進事業	文化的資産に関する情報や資料を体系化し、市民が文化的資産を共有できる学習の場となるよう整備します。

第3節 暮らしの中で「まちの文化」を育みます

まちの文化性は芸術文化だけではなく、地域に浸透した市民活動や様々な交流活動の活発さにも表れます。このような暮らしの中にある文化をさらに高め、心のゆとりをもたらし生活にうるおいを感じるまちを創造します。

- (1)新たな融合文化を創造するために
- (2)まちの文化を創造するために

現況と課題

(まちの文化)

今までの市川の文化は、文化財や芸術・文化といった領域に重点が置かれていました。しかし、これだけではなく、自分自身の生活空間やライフスタイルを重視し、精神的な豊かさや生きがい求めて取り組むコミュニティ活動や生涯学習、ボランティアなど、様々な創意ある活動も身近な文化といえます。

今後、ますます心の豊かさを求められることから、このような市民一人ひとりの生き方や暮らし方の中にある文化の種を集め、地域で育てることにより、新たなまちの文化を創造し、日常生活の中にもゆとりやうるおいを見いだすことができるようにすることが課題となっています。

さらに、国際化が進む中、外国人との地域での共生や、市民レベルの国際交流を推進するとともに、国内における都市間の交流を促進していくことも、今後の課題となっています。

基本方針

主体的な文化活動や地域づくり活動を通じて、市民相互が交流し、新しいまちの文化を創造する環境を整備するとともに、このような活動をリードする地域の人材を育てます。

また、国内外の都市との交流を行い、市川の文化を発信することによって、新たな市民文化の創造を図ります。

施策の体系

- (1)新たな融合文化を創造するために
 - 多文化共生社会の構築
 - 広域的な文化交流の促進
- (2)まちの文化を創造するために
 - 個性あふれる地域文化の創造
 - 暮らしの質を高める地域活動の促進

施策の概要

(1) 新たな融合文化を創造するために

多文化共生社会の構築

市民の国際化意識の高揚と国際感覚を養い、国籍、言語、文化の違いを超えて人々が交流し、互いの多様性を認め合いながら地域で共に暮らす社会を構築します。

広域的な文化交流の促進

市川独自の新たな文化の創造の源となる、地域、都市間及び国際的な文化交流を促進するため、交流機会の創出や関連活動団体の支援を行います。

(2) まちの文化を創造するために

個性あふれる地域文化の創造

市民が地域での生活を楽しみ、心豊かに過ごせるよう、市民の主体的な文化活動や歴史的街並みなどの生活空間を含めた文化的資産を活用して、個性あふれる地域文化を創造します。

暮らしの質を高める地域活動の促進

市民がボランティア活動や地域活動への参加を通じて、日々の暮らしにゆとりや充実感を感じることができるよう、参加する機会を拡充するとともに、円滑な行動を促す環境整備を図ります。

主要事業

主要事業名	事業の概要
市民文化映像制作事業	映像による文化振興を図るため、祭り、*ナーチャリングコミュニティ、船大工、発掘作業など本市の貴重な文化について、市民のニーズに沿った映像ソフトを制作します。

第3章 安全で快適な魅力あるまち

第1節 安全で安心して暮らせるまちをつくります

阪神・淡路大震災の影響で、大地震発生への関心が高まっています。また、交通事故の多発や、少年犯罪の凶悪化など、市民生活を脅かす問題が顕在化してきました。本市は急速に都市化が進んだため、道路や公園などの都市基盤整備が追いつかず、防災面や緑地保全、道路整備に課題を残しています。さらに、防犯上の不安なども指摘されています。このため、災害に強いまち、交通事故や犯罪が少なく、誰もが安全で安心して暮らせるまちをつくります。

- (1) 災害に強い防災まちづくりのために
- (2) 水害のないまちづくりのために
- (3) 安全で安心できる生活環境づくりのために

現況と課題

(防災)

本市の既成市街地には、木造建築物の密集地域が広がっており、公共施設や橋梁などの耐震化、避難路や避難地の確保が十分ではありません。このため、大地震や水害などの災害発生時の対応をはじめ、様々な防災対策の必要性が指摘されています。

今後は、災害に強い都市基盤や公共施設の整備に向けて努力し、災害対策を事前の予防、発生時の対応、その後の復興と段階的に捉え、各段階ごとに不足している部分の課題を、地域及び広域的な視点で洗い出し、その対策を立てていくことが必要です。

(消防)

消防については、市域の発展に合わせ、人員、施設、装備等の充実強化を図り、火災のみでなく地震や水害などにも対応する体制づくりを目指しているところです。

今後は、防災体制を市民、事業者、行政で一本化し、各種災害に総合的に対応できる体制を構築すること、また、増加する救急救助活動に対応するため、業務の迅速化、高度化を図ることなどが課題です。

(治水)

急速な都市化に伴う宅地開発のために農地や山林などが減少した結果、真間川水系における保水・遊水機能が低下し、雨水の河川への流入量が増大したことにより、たびたび浸水被害に見舞われてきました。このため現在、治水安全度向上のための河川改修工事や調節池など治水施設の整備促進、また、流域対策事業として雨水の貯留・浸透施設の設置を進め、総合的な治水対策を充実させる必要があります。

今後、浸水被害を最小限にとどめるために、河川の改修や調節池の整備等により治水安全度を一層向上させること、雨水排水施設の整備による浸水対策、保水・遊水機能の維持・回復対策、さらに、これらを水辺環境の保全・創造と合わせて行っていくことが課題となります。

(交通安全・防犯)

本市は、交通量の増加による交通渋滞など交通事情の悪化を招いています。また、通過車両も多く、交通事故が多発する傾向にあり、早急な対策が必要な状況になっています。

一方、核家族化、少子高齢化など、社会環境の変化に伴い、住民相互の連帯感が希薄化し、犯罪防止に対する意識にもその影響が心配されます。本市での犯罪は、ひったくり、空き巣などを中心に増加傾向にあり、特に少年犯罪は悪質化、低年齢化の傾向が強くなってきています。今後、一人暮らしの高齢者や留守家庭が増加することが予想されるため、地域で一層の防犯体制を強化し、安心して暮らせる地域社会づくりを進めることが必要になります。

基本方針

あらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、防災に配慮した都市空間の整備を進めます。また、地域での協力体制やボランティア活動の受け入れ体制を整備して、高齢者、障害者(児)、外国人など災害弱者の安全確保を図るとともに、近隣市と協力関係を強化し、広域的な防災体制を構築します。

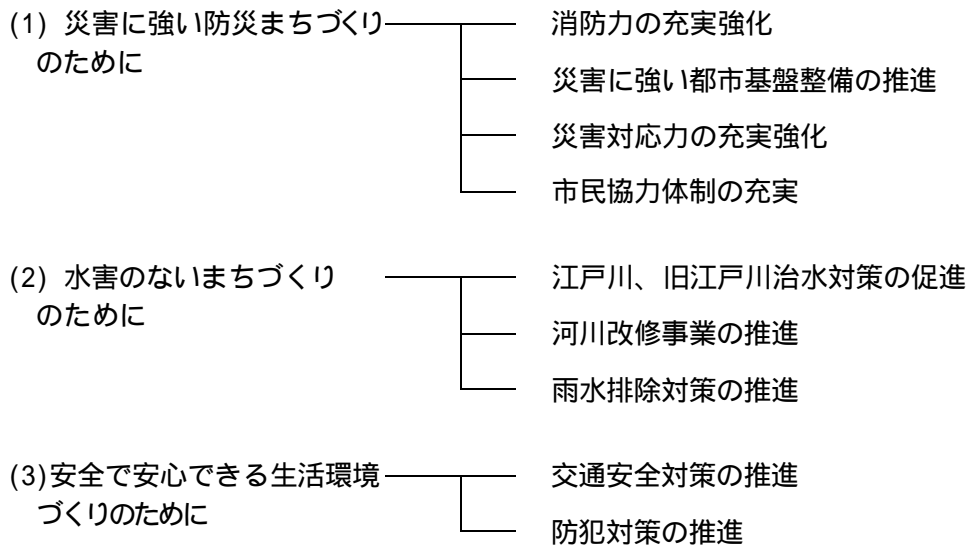
消防については、火災予防対策の推進や消防施設・消防車両の整備など消防力の充実強化を進めるとともに、地域防災力の強化を図ります。さらに、救急救命率の向上のため、救急救助体制の充実強化を進めます。

水辺空間整備と一体となった総合的な治水対策として、河川の拡幅や調節池等の計画的な整備、河川改修に合わせた雨水排水施設の整備を進めるとともに、流域が本来有している保水、遊水機能の維持・回復のため山林や農地等の保全・雨水貯留浸透施設の整備を図り、浸水等の災害防止対策を進めます。

交通安全教育や交通安全運動を充実し、交通事故防止や交通マナーに関する意識の向上を図るとともに、交通安全施設の整備充実を進めます。

すべての市民が犯罪から守られるよう、関係機関との連携、協力による防犯活動を充実します。また、防犯施設の整備を充実し、犯罪の危険のないまちづくりを進めます。

施策の体系



施策の概要

(1) 災害に強い防災まちづくりのために

消防力の充実強化

密集市街地の中で、防火管理体制の強化、消防施設の整備や高層ビル火災等の多様化する災害に対応できる消防車両の整備を進めます。また、救急業務をより高度化していくとともに、応急医療体制の整備を進めます。

災害に強い都市基盤整備の推進

防災まちづくりを推進するための計画を策定し、急傾斜地崩壊対策、崖地整備、建物の不燃化や耐震化の促進、避難地となる*防災公園の整備や避難路の確保など、災害に強い都市基盤整備を進めます。さらに、江戸川の河川空間を防災活用するため、緊急船着場の整備、舟運の導入検討などを進めます。

災害対応力の充実強化

高度化した情報通信技術を活かした災害監視体制の強化、災害時における救急救助体制の充実強化、災害時の情報通信体制の整備充実を進めるとともに、民間事業者にライフラインの早期復旧体制の確立を働きかけ、災害に対する対応力を強化します。

市民協力体制の充実

市民への防災知識の普及、市民・事業所・職員の防災力強化、自治会・ボランティア等の協力体制を整備します。また、地域や事業所などにおける防災訓練の充実を図ります。

(2) 水害のないまちづくりのために

江戸川、旧江戸川治水対策の促進

本市を大規模な水害から守るために欠かせない、親水空間の整備と一体となった江戸川のスー

パー堤防の整備、旧江戸川の堤防や行徳可動堰の改修を促進します。

河川改修事業の推進

真間川、大柏川等の河川の改修事業を推進するとともに、未改修河川の改修を進めます。

雨水排除対策の推進

幹線排水路の整備、排水機場の整備、流域の施設貯留の整備、雨水浸透施設の設置、多自然・多目的型調節池の整備等総合的な治水対策を通して、雨水排除対策を進めます。

(3)安全で安心できる生活環境づくりのために

交通安全対策の推進

家庭、学校、職場、地域などあらゆる機会を通じて交通安全意識の啓発に努めるとともに、高齢者や障害者(児)、子どもなど交通弱者の安全確保に重点を置いた、市民ぐるみの交通安全運動を展開します。併せて、ガードレールやカーブミラー、道路照明灯など交通安全施設の整備の充実を図ります。

防犯対策の推進

市民、警察、防犯関係団体と協力した地域防犯体制の整備、充実を図るとともに、地域防犯活動への支援を強化します。また、死角がなく見通しのよい都市空間への改善や防犯灯、街路灯の設置など、防犯に配慮した都市整備を進めます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
既存建築物耐震・不燃化改修促進事業	「市川市既存建築物耐震改修促進実施計画」に基づき市内既存建築物の耐震診断、耐震改修を総合的、計画的に推進します。 また、建築物の不燃化改修を促進します。
消防施設整備事業	消防力強化と消防署の適正配置のため、消防署の移転を含めた消防署及び消防訓練用地の確保を図ります。
内水排水施設整備事業	幹線排水路の整備、排水機場の整備、流域の施設貯留の整備、雨水貯留浸透施設の設置等総合的な治水対策を通して内水排水対策を進めます。
避難地・避難路整備事業	大規模災害から市民を守るため、防災避難地としての公園整備及び災害時の避難路としての道路整備を進めます。

第2節 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます

本格的な高齢社会に向けて、高齢者や障害者(児)など全ての人にやさしいまちづくりが求められています。本市は東京都心から千葉県へ向かう玄関口に位置し、戦後早くからベッドタウンとして都市化が進んだことから、高密な住宅市街地が形成され、都市計画道路整備、公共下水道整備などの遅れが指摘されています。今後は、福祉との連携のもとで、市民の様々なライフスタイルを考慮し、快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます。

- (1)バリアフリーのまちづくりを進めるために
- (2)円滑な都市活動を支える道路整備のために
- (3)総合交通体系を整備するために
- (4)清潔な生活環境づくりのために
- (5)公共施設整備と良好な住環境形成のために

現況と課題

(バリアフリー)

本市の既存の公共施設・公益施設などは、バリア(障害)がまだ多く残り、新しく建設されたものとの格差が生じています。さらに、公共施設などを計画する際に、建設部門と福祉部門との連携強化の必要性などが指摘されています。

今後、まちづくりを進めるにあたって、交通機関、駅周辺や道、公園、公共施設はもとより、病院、百貨店など多くの人々が利用する民間施設や民間住宅までも含むハード面の整備と、ソフト面での福祉施策の整備など総合的な*バリアフリー化への取り組みが急務となっています。

(道路・交通)

交通要所での渋滞やこれに伴う公共交通機関の運行への影響、渋滞を回避する通過車両が生活道路に流入することによる交通安全上の影響が問題となっています。

また、自転車利用も増加していますが、駅周辺の放置自転車が歩行者の通行を妨げており、防災や都市景観、商店会活性化など様々な面から緊急な対策が求められます。

一方、公共交通網のうち、鉄道は道路網と比較して発達していますが、バスについては身近な公共交通手段として、また、環境への負荷軽減の面からも、さらなる利便性向上を促していく必要があります。

(下水道)

下水道整備状況は、真間・菅野地区及び*流域下水道区域の江戸川幹線、行徳幹線、浦安幹線、矢切幹線がすでに供用され、現在は、幹線に接続する公共下水道整備が市施工で進められています。また、中山地区については、使用開始を目指して、市施工の公共下水道整備を進めています。

一方、流域下水道のうち松戸幹線、市川幹線は、都市計画道路整備の遅れにより未整備であるため、北部地域の公共下水道の普及が遅れています。また、公共下水道の整備による水量の増大に伴い、江戸川第一終末処理場の建設着手が急がれています。

今後、下水道の普及が遅れる地域においては、河川水路等の水質改善のため、当面は合併処理浄化槽の設置などを促進するとともに、雨水浸水対策として雨水排水機能の整備を進めることが

必要となります。

(住宅・住環境)

住まいについての市民のニーズが多様化しています。そのため、高齢社会に対応した住宅・住環境整備への取り組みが求められています。

また、住宅施策を展開するにあたっては、新規の住宅供給だけではなく、既存住宅の質的向上を図ることも課題となります。さらに、民間マンションなどの住環境改善についても、併せて取り組む必要があります。

基本方針

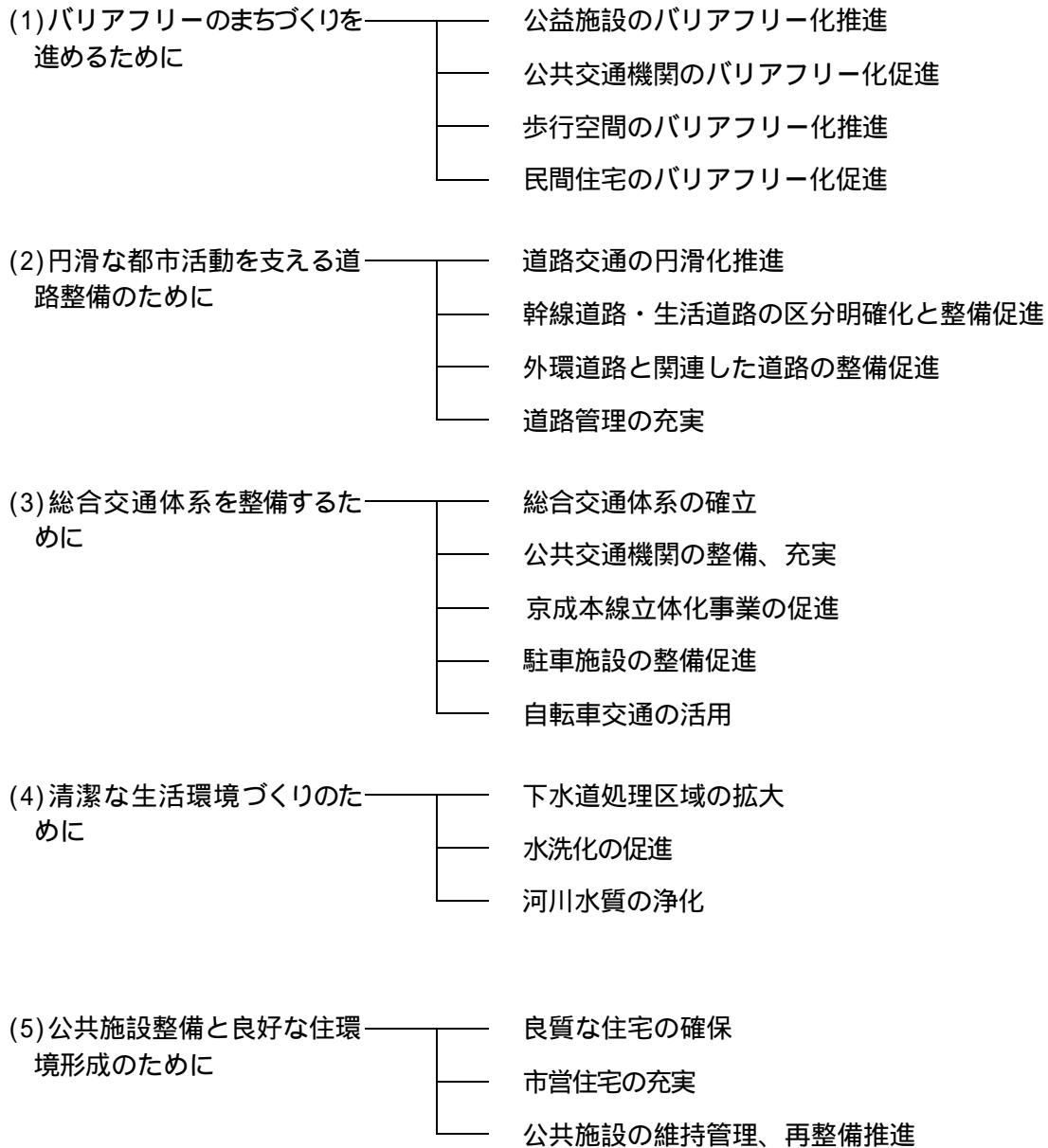
誰もが使いやすく、バリア（障害）のない安全で安心して生活できるまちづくりを進めます。

都市の円滑な活動を支える幹線道路・生活道路の計画的な整備、歩行者空間の整備、公共交通の充実を総合的、体系的に進めます。また、交差点改良、駐車場・駐輪場整備、道路交通情報の提供等に取り組み、*交通需要マネジメントによる円滑で安全な交通の確保を図ります。

生活環境の改善と河川の水質保全のため、土地利用計画や基盤整備との整合を図りながら、効率的で計画的な公共下水道の整備を図るとともに、下水道処理区域の拡大や水洗化を促進します。また、市街地内の浸水対策のための雨水排除にも積極的に取り組みます。

民間住宅の活用を含めた市営住宅の整備を図ります。また、定住化促進のための住宅取得補助、高齢社会に対応した住宅整備や、住宅の耐震化への支援等を推進し、ゆとりある住まいの実現を図ります。

施策の体系



施策の概要

(1) バリアフリーのまちづくりを進めるために

公益施設のバリアフリー化推進

公園、公民館、集会場などの公共施設をはじめ、民間の劇場、映画館など、多くの人々が利用する施設の*バリアフリー化を進めます。

公共交通機関のバリアフリー化促進

高齢者や障害者（児）が安心して利用できるよう、駅周辺の整備や、ノンステップバス導入の働きかけなどを進めます。

歩行空間のバリアフリー化推進

主要駅周辺を中心に、歩道面の平坦性の確保と段差の解消などのバリアフリー対策を行い、高齢者や身体障害者を含む全ての市民が安心して利用できる歩行空間の整備を進めます。

民間住宅のバリアフリ - 化促進

高齢者や障害者(児)の利用しやすい住宅への改造・改修について、相談事業や助成制度を充実し、また、民間住宅のバリアフリー化の支援を進めます。

(2)円滑な都市活動を支える道路整備のために

道路交通の円滑化推進

渋滞問題への対応として、京成線との交差点、幹線・補助幹線道路の結節点などの整備、交通渋滞の原因となる箇所の改善を進めます。

幹線道路・生活道路の区分明確化と整備促進

国・県道など広域幹線道路や市内幹線道路・生活道路の計画的な整備を図り、通過交通と生活交通の区分を明確化した道路体系の整備を進めます。

また、既存道路の隅切り用地や*ボトルネック部分等の用地を確保し、道路整備を行うことにより、交通安全性を向上させます。

外環道路と関連した道路の整備促進

東京外かく環状道路整備の進捗に合わせ、広域幹線道路体系に対応した市内道路体系の整備を進めます。

道路管理の充実

道路の緑化、電線の埋設に努めるとともに、道路占用の適正化、違法な屋外広告物の規制など法規制の適切な運用を図り、沿道環境を向上します。

また、道路の適切な維持、管理を図るとともに、道路排水施設の充実、改修を進めます。

(3)総合交通体系を整備するために

総合交通体系の確立

歩行者、自転車、自動車、公共交通等の安全や機能の向上に向けて、交通体系の総合的な整備を進めます。また、車両通行量やピークの抑制に向けて、*交通需要マネジメントに取り組むとともに、駐車場の空き状況や渋滞状況など交通情報を提供するシステムの導入などを図ります。

公共交通機関の整備、充実

バス交通の路線と運行数の充実、高齢者や障害者(児)の利用にも配慮したバス車両の導入などを関係機関に要請します。また、(仮称)東京10号線延伸新線の整備を促進するとともに、鉄道の混雑緩和、高齢者や障害者(児)の利用に配慮した駅舎の整備などを関係機関に要請します。

京成本線立体化事業の促進

本市の南北交通の円滑化を図るため、道路と京成本線との立体交差化について、関係機関と連携して事業化を促進します。

駐車施設の整備促進

駐車場整備計画を策定し、公共・民間による空き駐車場の有効活用のための整備を進めます。

自転車交通の活用

自転車道の整備を進めるとともに、駐輪場の整備及び維持管理の向上、放置自転車対策の推進、

リサイクル自転車の活用などを通じて、環境にやさしい自転車交通の活用を図ります。

(4) 清潔な生活環境づくりのために

下水道処理区域の拡大

公共下水道整備事業を推進するとともに、事業認可区域の拡大、整備を図ります。さらに、浸水対策として、雨水排水機能整備を進めます。

水洗化の促進

公共下水道の整備が当分の間見込めない区域では、合併処理浄化槽の設置を進めます。また、公共下水道の敷設区域における下水道接続率 100%を目指し、下水道に対する正しい理解のための啓発活動や貸付制度の見直しを進め、水洗化を促進します。

河川水質の浄化

下水道が果たす河川の水質浄化機能に着目し、流域関連公共下水道事業及び西浦処理区公共下水道事業などを進め、河川水質の浄化を図ります。

(5) 公共施設整備と良好な住環境形成のために

良質な住宅の確保

良質な住宅を確保するため、持家取得の支援、家賃助成制度の充実、住宅情報提供体制の充実を図ります。また、住宅リフォーム相談窓口事業を推進するとともに、適切なマンション維持管理の支援を進めます。

市営住宅の充実

市営住宅の整備及び老朽化や高齢者、障害者(児)の入居への対応に伴う改修、修繕を計画的に進めるとともに、管理の適正化を図ります。

公共施設の維持管理、再整備推進

公共施設を保全し、維持管理を強化するとともに、建物の耐震化を図ります。また、時代の要請に対応した利用転換のための再整備を進めます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
総合交通体系整備促進事業	交通渋滞緩和のための交通需要コントロール実現に向け、橋梁整備、鉄道の高架、道路整備、自転車活用、駐車場整備及び渋滞情報提供など、総合的な交通体系の整備を促進します。
交通バリアフリー整備事業	*バリアフリー化基本構想を策定し、主要な鉄道駅の周辺地区を重点整備地区に指定し、駅、駅前広場、歩道等のバリアフリー化事業を重点的かつ一体的に進めます。
都市計画道路整備事業	外環道路に接続する 3・4・14 号、3・4・19 号、3・4・21 号、3・4・23 号等や歩行者等の通行の安全確保のための 3・4・15 号、3・4・20 号等の整備を進めます。
江戸川架橋整備事業	東京都との連絡強化やまちづくり計画との整合を図った大洲架橋、押切架橋の整備を進めます。また、行徳可動堰の改築に併せた行徳橋の架け替えを進めます。
京成本線立体化促進事業	部分立体を含む主要幹線道との交差部の立体交差の推進と、周辺市街地の整備を進めます。
(仮称)東京 10 号線延伸新線整備促進事業	市北西部の鉄道不便地域の解消と南北方向の交通渋滞緩和を図るため、鉄道整備計画を促進します。

第3節 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります

急速な都市化の進展は、都市整備の遅れを招き、様々な都市問題を引き起こしました。これからは、地域特性を活かしたバランスのとれた土地利用が求められます。このため、これらの都市課題を解決し、さらに都市景観に配慮した都市をつくるために、適切で計画的な市街地整備を進めます。

- (1) 地域の特性を活かした土地利用のために
- (2) 市街地の安全性と利便性を高めるために
- (3) 魅力ある都市景観を形成するために

現況と課題

(土地利用、市街地整備)

JR総武本線や京成本線の周辺に広がる既成市街地に代表される地域には、商業や居住環境の悪化、防災性の低下、道路交通環境の悪化などの都市課題があります。加えて、駅周辺の商業・業務機能を中心とする都市機能の集積や機能更新、道路の整備改善、都市型住宅の供給や建築物の不燃化を図る必要もあります。また、新しく開発される地区においては、公共施設の整備及び宅地利用の増進を図るため、適正な規制や誘導により計画的な都市整備を進める必要があります。

(景観)

都市の景観は、まちの個性や表情を表し、都市の快適性や安全性を高める重要な要素であり、近年、この景観に対する市民の関心や期待が急速に高まってきています。しかし、これまでは部分的な景観整備が中心であったことから、今後は、歴史的街並みの保全や、川や海などの自然と調和した都市景観の形成、誘導などに総合的に取り組む必要があります。

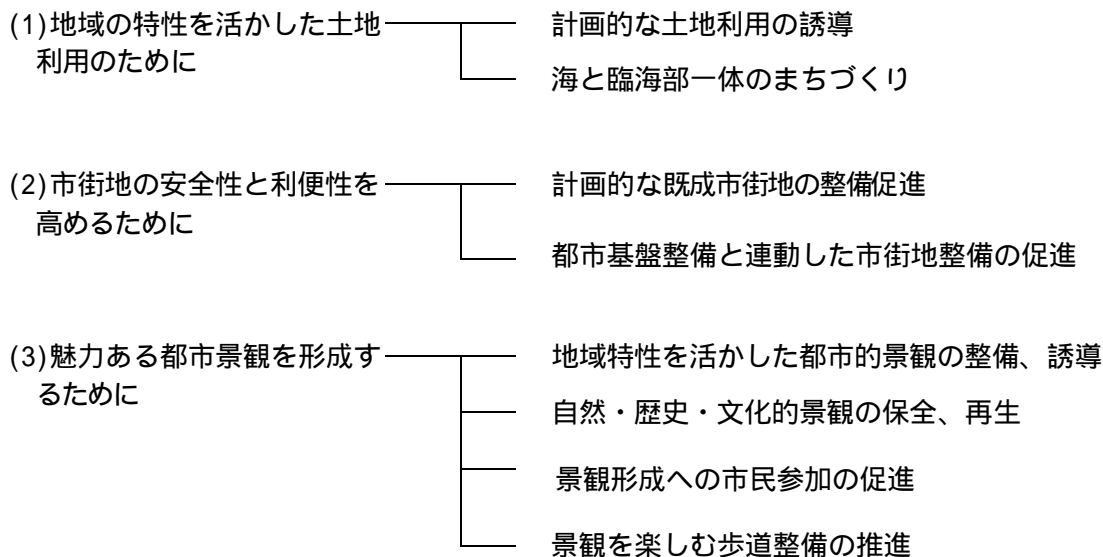
基本方針

既成市街地の都市課題に対応するため適正な都市基盤を整備するとともに、安全で快適な利便性の高い市街地の形成を図ります。また、新しい市街地の整備にあたっては、都市計画や建築等に関する法律や条例などに基づいて、地域特性を活かし周辺環境と調和した土地利用を図ります。

さらに、都市の骨格となる土地利用のあり方や、道路、公園などの都市基盤の整備方針を長期的、総合的な観点から定める都市計画における基本方針としての市川市*都市計画マスタープランに則して整備を進めます。

また、市民、事業者、行政が協力して、都市景観形成のための総合的な指針の策定や仕組みづくりを進め、歴史、文化や自然などの市川らしさや地域の特色を活かした景観の保全、形成を図ります。

施策の体系



施策の概要

(1) 地域の特性を活かした土地利用のために

計画的な土地利用の誘導

市街化調整区域においては開発を抑制し、良好な環境を保全していくとともに、市街化区域においては、都市計画や建築等に関する法律や条例に基づき、都市機能の向上と周辺環境との調和を目指す土地利用を図ります。

海と臨海部一体のまちづくり

本市にとって重要な海を活用したまちづくりを進めるため、市川二期地区の整備と連動した海域の環境改善、市川塩浜駅周辺の再整備や行徳近郊緑地の活用、第一終末処理場決定地の土地利用など海と臨海部が一体となった都市空間を整備します。

(2) 市街地の安全性と利便性を高めるために

計画的な既成市街地の整備促進

地区計画制度や建築協定制度、開発許可制度など、都市計画や建築等に関する法律や条例を活用して、市街地再開発事業、駅周辺地区整備等を推進し、時代の要請にあった機能性の高い都市の形成を目指して既成市街地の再整備を推進します。

都市基盤整備と連動した市街地整備の促進

江戸川*スーパー堤防の整備や旧江戸川の堤防改修に合わせ、流域市街地の再整備や河川空間の有効活用を図ります。また、外環道路など主要幹線道路、(仮称)東京10号線延伸新線沿線の整備等の大規模事業と関連した市街地整備を促進します。

(3) 魅力ある都市景観を形成するために

地域特性を活かした都市的景観の整備、誘導

快適で安全な都市を目指し、沿道景観の美化や駅周辺・商店街等の街並みの整備、都市緑化の推進などにより、市街地の特性を活かした都市空間の景観づくりを推進します。

自然・歴史・文化的景観の保全、再生

歴史的文化的な建造物や歴史的街並みの保全、再生とその活用を図り、景観を活かしたまちづくりを推進します。

景観形成への市民参加の促進

景観形成指針の策定を市民参加のもとに進め、魅力ある景観形成を市民とともに進めます。

景観を楽しむ歩道整備の推進

歩いて楽しめる道づくりを目指して、自然や文化の拠点整備に合わせて、それらを結ぶ散歩道の整備など、景観を楽しむ歩道整備を進めます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
都市景観形成事業	快適で安全な都市を目指し、自然や歴史・文化など地域特性に配慮した都市的景観形成についての基本的な方針を定め、その実現に努めます。
市川塩浜駅周辺地区再整備事業	臨海部の自然空間を活かした次世代を担う都市の形成のために、市川塩浜駅周辺地区の土地利用の転換を促進し、都市基盤整備を進めます。
市川駅南口地区第一種市街地再開発事業	都市防災機能の更新及び土地の有効かつ高度利用と公共施設の整備等を目的として、事業化を進めます。
本八幡駅北口地区再開発事業	交通の結節点として、また商業、業務、都市型住宅地域として、恵まれた立地条件を活かした土地の合理的かつ健全な高度利用を進め、都市機能の向上及び公共施設の整備等を図ります。

第4節 産業を振興し、活力あるまちをつくります

地域の活力の源として産業の振興は極めて重要です。首都圏に位置する本市はさまざまな面で首都東京の強大な機能の影響を受けていますが、多角的な取り組みを進め、本市の立地条件にふさわしい産業機能の集積を図ります。

- (1) 活力ある商業の振興のために
- (2) 地域性を活かした工業の振興のために
- (3) 市民と共存する都市農業の振興のために
- (4) 自然環境と調和した水産業の振興のために

現況と課題

(産業)

本市の産業は商業をはじめとする第三次産業が中心をなしていますが、臨海部を中心に工業の集積があり、市北部では農業、沿岸部では水産業が見られます。

このような中で、商業の大部分を占める小売業の状況を見ると、消費者が東京都心の大型店や郊外型量販店へ流出する傾向にあるため、市内の商店街や各商店の経営は厳しい状況に置かれています。各商店や商店会では、消費者を地元商店に取り戻すために様々な取り組みを行っていますが、今後とも、このような意欲ある事業者の努力を支援し、まちの賑わいを生み出すことが必要です。

工業は、臨海部を中心とした鉄鋼、化学、金属などの素材型工業と、内陸部に点在する印刷、食品加工、繊維、家具などの都市型軽工業が見られます。将来にわたって成長、発展を遂げるには、大半を占める中小企業の経営基盤の強化を図るとともに、経済環境の変化や高度情報化社会に対応できるような新産業の創造、育成への支援が重要です。

市川の農業は全国に誇る梨の生産が主であり、また大消費地に近いこともあって、比較的生産性の高いものとなっていますが、農業従事者数の減少、高齢化、農地の維持が困難となった不耕作地の増加などの解消が課題となっています。さらに、市民の農業体験の場、学習の場として農地の活用が求められます。

水産業については、海苔やアサリ等の浅海養殖業を中心とし、他にも小型底引き網漁業などが営まれています。漁業環境の悪化、後継者難という問題を抱えています。今後は、市川二期地区埋立計画の動向を見定めながら、漁業環境の改善及び整備や市民が水辺と親しめる場の整備が求められます。

基本方針

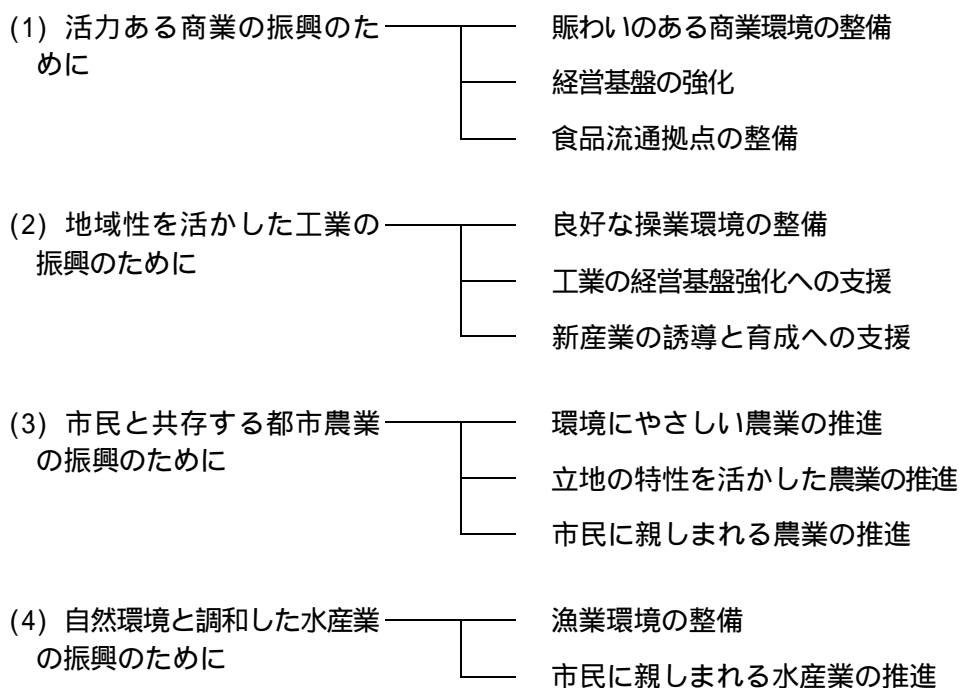
中心市街地の活性化をはじめ、商業環境の整備や経営基盤の強化に向けた支援策を充実するなど、商業を振興します。

産業の高度化に対応できる工業への転換を支援するとともに、良好な操業環境を確保します。環境にやさしい都市農業の確保を図るとともに、市民が土とふれあう農業を推進するなど、地

域に根ざした農業を振興します。

漁業を取り巻く環境整備を促進することにより、市民との交流の推進や漁業経営の安定化を図り水産業を振興します。

施策の体系



施策の概要

(1) 活力ある商業の振興のために

賑わいのある商業環境の整備

地域の持つ伝統と特性を活かすとともに、市民の憩いの場、ふれあいの場として魅力と賑わいのある商店街を形成するため、景観形成、歩行者空間の確保、駐車場対策など商業環境を整備します。

経営基盤の強化

中小商店の経営の高度化、安定化を図るため、事業資金の融資制度や利子補給制度などによる支援を行うとともに、経営者や後継者の育成のため、講習会、研修会などを充実します。また、商店会が行う事業やイベントなどを積極的に支援します。

食品流通拠点の整備

青果物等の流通拠点として、市川地方卸売市場の活性化を図るとともに、市場機能を保持するための再整備を行います。

(2) 地域性を活かした工業の振興のために

良好な操業環境の整備

企業の建物や設備の老朽化、狭隘化などによる操業の弊害や、工業地域内の住宅との混在による生産環境の悪化を解消するため、既存の工業用地のリニューアル計画の検討を進め、良好な操

業環境を創出するとともに、市内工場適地の保全を行います。

工業の経営基盤強化への支援

中小企業の事業拡大、経営体質の強化のため、各種融資制度の活用、設備の近代化、生産技術の向上及び情報化の促進等の支援を行います。また、異業種交流の支援、人材の育成や情報提供機能の充実を推進します。さらに、新しい技術や製品開発力の向上に取り組める環境整備を進めます。

新産業の誘導と育成への支援

既存の製造業を超えた領域を活動範囲とする起業家の支援、育成を図るとともに、21世紀を担う新たな産業を誘導するための基盤整備を進めます。

(3) 市民と共存する都市農業の振興のために

環境にやさしい農業の推進

環境にやさしい農業を推進するため、農薬散布を少なくする減農薬による栽培、梨剪定枝の処理に際し資源循環型の処理方策によるシステム化を進めます。

立地の特性を活かした農業の推進

大都市近郊の立地特性を活かした、収益性の高い農業生産環境の整備を図るため、新しい生産技術、農法の導入や特産品の生産を支援します。また、*遊休農地の利用集積を図り、経営改善、生産向上を推進します。

市民に親しまれる農業の推進

市民が農業を体験したり、土に親しむことのできる機会を増やすため、市民農園等の整備や各種イベントを開催します。

(4) 自然環境と調和した水産業の振興のために

漁業環境の整備

生産性の向上を図るため、漁港及び漁場の整備を促進するとともに、漁業生産機材の整備を支援し、生産環境の維持、向上を図ります。

市民に親しまれる水産業の推進

本市の水産業が市民に身近なものとなるよう、各種イベント開催等を通して、水産業への理解並びに水産物の消費拡大を図ります。

主要事業

主要事業名	事業の概要
中心市街地活性化事業	ＪＲ市川駅から本八幡駅を中心とした地域を「中心市街地活性化法」に基づく中心市街地に選定し、各種活性化施策の推進を図ります。
産業ネットワーク推進事業	市内の中小企業を対象にＩＴ技術の利用状況の実態調査を行い、情報ネットワークの確立と管理を通じて、取引機会の拡大及び競争力の向上を図り、中小企業の体質を強化することを支援します。
環境調和・新産業創出推進事業	２１世紀を担う環境と調和した新産業の創出・育成を目指して、環境保全技術の開発支援及び環境との調和に配慮した*ベンチャー企業の育成・誘致を行います。
遊休農地解消対策事業	*遊休農地の実態調査、意向調査を実施し、関係者、関係機関等と協議する場を設け、農地の有効活用を研究協議し、モデル的な場所を選定し事業化します。
漁港整備事業	三番瀬全体の整備構想の方向を見定めながら、漁港整備計画の検討を行い、漁港の整備を促進します。

第3章 安全で快適な魅力あるまち

第1節 安全で安心して暮らせるまちをつくりま

阪神・淡路大震災の影響で、大地震発生への関心が高まっています。また、交通事故の多発や、少年犯罪の凶悪化など、市民生活を脅かす問題が顕在化してきました。本市は急速に都市化が進んだため、道路や公園などの都市基盤整備が追いつかず、防災面や緑地保全、道路整備に課題を残しています。さらに、防犯上の不安なども指摘されています。このため、災害に強いまち、交通事故や犯罪が少なく、誰もが安全で安心して暮らせるまちをつくりま

- (1) 災害に強い防災まちづくりのために
- (2) 水害のないまちづくりのために
- (3) 安全で安心できる生活環境づくりのために

現況と課題

(防災)

本市の既成市街地には、木造建築物の密集地域が広がっており、公共施設や橋梁などの耐震化、避難路や避難地の確保が十分ではありません。このため、大地震や水害などの災害発生時の対応をはじめ、様々な防災対策の必要性が指摘されています。

今後は、災害に強い都市基盤や公共施設の整備に向けて努力し、災害対策を事前の予防、発生時の対応、その後の復興と段階的に捉え、各段階ごとに不足している部分の課題を、地域及び広域的な視点で洗い出し、その対策を立てていくことが必要です。

(消防)

消防については、市域の発展に合わせ、人員、施設、装備等の充実強化を図り、火災のみでなく地震や水害などにも対応する体制づくりを目指しているところです。

今後は、防災体制を市民、事業者、行政で一本化し、各種災害に総合的に対応できる体制を構築すること、また、増加する救急救助活動に対応するため、業務の迅速化、高度化を図ることなどが課題です。

(治水)

急速な都市化に伴う宅地開発のために農地や山林などが減少した結果、真間川水系における保水・遊水機能が低下し、雨水の河川への流入量が増大したことにより、たびたび浸水被害に見舞われてきました。このため現在、治水安全度向上のための河川改修工事や調節池など治水施設の整備促進、また、流域対策事業として雨水の貯留・浸透施設の設置を進め、総合的な治水対策を充実させる必要があります。

今後、浸水被害を最小限にとどめるために、河川の改修や調節池の整備等により治水安全度を一層向上させること、雨水排水施設の整備による浸水対策、保水・遊水機能の維持・回復対策、さらに、これらを水辺環境の保全・創造と合わせて行っていくことが課題となります。

(交通安全・防犯)

本市は、交通量の増加による交通渋滞など交通事情の悪化を招いています。また、通過車両も多く、交通事故が多発する傾向にあり、早急な対策が必要な状況になっています。

一方、核家族化、少子高齢化など、社会環境の変化に伴い、住民相互の連帯感が希薄化し、犯罪防止に対する意識にもその影響が心配されます。本市での犯罪は、ひったくり、空き巣などを中心に増加傾向にあり、特に少年犯罪は悪質化、低年齢化の傾向が強くなってきています。今後、一人暮らしの高齢者や留守家庭が増加することが予想されるため、地域で一層の防犯体制を強化し、安心して暮らせる地域社会づくりを進めることが必要になります。

基本方針

あらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、防災に配慮した都市空間の整備を進めます。また、地域での協力体制やボランティア活動の受け入れ体制を整備して、高齢者、障害者(児)、外国人など災害弱者の安全確保を図るとともに、近隣市と協力関係を強化し、広域的な防災体制を構築します。

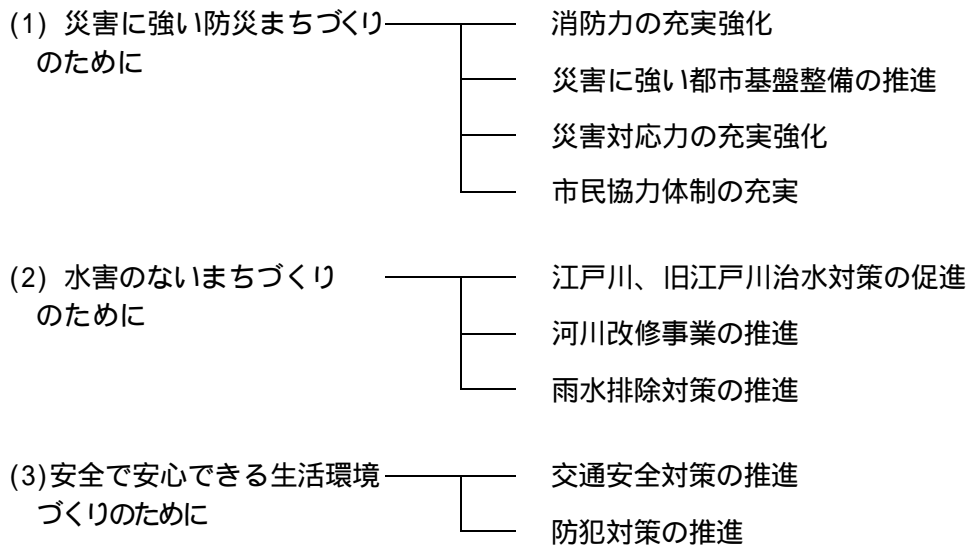
消防については、火災予防対策の推進や消防施設・消防車両の整備など消防力の充実強化を進めるとともに、地域防災力の強化を図ります。さらに、救急救命率の向上のため、救急救助体制の充実強化を進めます。

水辺空間整備と一体となった総合的な治水対策として、河川の拡幅や調節池等の計画的な整備、河川改修に合わせた雨水排水施設の整備を進めるとともに、流域が本来有している保水、遊水機能の維持・回復のため山林や農地等の保全・雨水貯留浸透施設の整備を図り、浸水等の災害防止対策を進めます。

交通安全教育や交通安全運動を充実し、交通事故防止や交通マナーに関する意識の向上を図るとともに、交通安全施設の整備充実を進めます。

すべての市民が犯罪から守られるよう、関係機関との連携、協力による防犯活動を充実します。また、防犯施設の整備を充実し、犯罪の危険のないまちづくりを進めます。

施策の体系



施策の概要

(1) 災害に強い防災まちづくりのために

消防力の充実強化

密集市街地の中で、防火管理体制の強化、消防施設の整備や高層ビル火災等の多様化する災害に対応できる消防車両の整備を進めます。また、救急業務をより高度化していくとともに、応急医療体制の整備を進めます。

災害に強い都市基盤整備の推進

防災まちづくりを推進するための計画を策定し、急傾斜地崩壊対策、崖地整備、建物の不燃化や耐震化の促進、避難地となる*防災公園の整備や避難路の確保など、災害に強い都市基盤整備を進めます。さらに、江戸川の河川空間を防災活用するため、緊急船着場の整備、舟運の導入検討などを進めます。

災害対応力の充実強化

高度化した情報通信技術を活かした災害監視体制の強化、災害時における救急救助体制の充実強化、災害時の情報通信体制の整備充実を進めるとともに、民間事業者にライフラインの早期復旧体制の確立を働きかけ、災害に対する対応力を強化します。

市民協力体制の充実

市民への防災知識の普及、市民・事業所・職員の防災力強化、自治会・ボランティア等の協力体制を整備します。また、地域や事業所などにおける防災訓練の充実を図ります。

(2) 水害のないまちづくりのために

江戸川、旧江戸川治水対策の促進

本市を大規模な水害から守るために欠かせない、親水空間の整備と一体となった江戸川のスー

パー堤防の整備、旧江戸川の堤防や行徳可動堰の改修を促進します。

河川改修事業の推進

真間川、大柏川等の河川の改修事業を推進するとともに、未改修河川の改修を進めます。

雨水排除対策の推進

幹線排水路の整備、排水機場の整備、流域の施設貯留の整備、雨水浸透施設の設置、多自然・多目的型調節池の整備等総合的な治水対策を通して、雨水排除対策を進めます。

(3)安全で安心できる生活環境づくりのために

交通安全対策の推進

家庭、学校、職場、地域などあらゆる機会を通じて交通安全意識の啓発に努めるとともに、高齢者や障害者(児)、子どもなど交通弱者の安全確保に重点を置いた、市民ぐるみの交通安全運動を展開します。併せて、ガードレールやカーブミラー、道路照明灯など交通安全施設の整備の充実を図ります。

防犯対策の推進

市民、警察、防犯関係団体と協力した地域防犯体制の整備、充実を図るとともに、地域防犯活動への支援を強化します。また、死角がなく見通しのよい都市空間への改善や防犯灯、街路灯の設置など、防犯に配慮した都市整備を進めます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
既存建築物耐震・不燃化改修促進事業	「市川市既存建築物耐震改修促進実施計画」に基づき市内既存建築物の耐震診断、耐震改修を総合的、計画的に推進します。 また、建築物の不燃化改修を促進します。
消防施設整備事業	消防力強化と消防署の適正配置のため、消防署の移転を含めた消防署及び消防訓練用地の確保を図ります。
内水排水施設整備事業	幹線排水路の整備、排水機場の整備、流域の施設貯留の整備、雨水貯留浸透施設の設置等総合的な治水対策を通して内水排水対策を進めます。
避難地・避難路整備事業	大規模災害から市民を守るため、防災避難地としての公園整備及び災害時の避難路としての道路整備を進めます。

第2節 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます

本格的な高齢社会に向けて、高齢者や障害者(児)など全ての人にやさしいまちづくりが求められています。本市は東京都心から千葉県へ向かう玄関口に位置し、戦後早くからベッドタウンとして都市化が進んだことから、高密な住宅市街地が形成され、都市計画道路整備、公共下水道整備などの遅れが指摘されています。今後は、福祉との連携のもとで、市民の様々なライフスタイルを考慮し、快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます。

- (1)バリアフリーのまちづくりを進めるために
- (2)円滑な都市活動を支える道路整備のために
- (3)総合交通体系を整備するために
- (4)清潔な生活環境づくりのために
- (5)公共施設整備と良好な住環境形成のために

現況と課題

(バリアフリー)

本市の既存の公共施設・公益施設などは、バリア(障害)がまだ多く残り、新しく建設されたものとの格差が生じています。さらに、公共施設などを計画する際に、建設部門と福祉部門との連携強化の必要性などが指摘されています。

今後、まちづくりを進めるにあたって、交通機関、駅周辺や道、公園、公共施設はもとより、病院、百貨店など多くの人々が利用する民間施設や民間住宅までも含むハード面の整備と、ソフト面での福祉施策の整備など総合的な*バリアフリー化への取り組みが急務となっています。

(道路・交通)

交通要所での渋滞やこれに伴う公共交通機関の運行への影響、渋滞を回避する通過車両が生活道路に流入することによる交通安全上の影響が問題となっています。

また、自転車利用も増加していますが、駅周辺の放置自転車が歩行者の通行を妨げており、防災や都市景観、商店会活性化など様々な面から緊急な対策が求められます。

一方、公共交通網のうち、鉄道は道路網と比較して発達していますが、バスについては身近な公共交通手段として、また、環境への負荷軽減の面からも、さらなる利便性向上を促していく必要があります。

(下水道)

下水道整備状況は、真間・菅野地区及び*流域下水道区域の江戸川幹線、行徳幹線、浦安幹線、矢切幹線がすでに供用され、現在は、幹線に接続する公共下水道整備が市施工で進められています。また、中山地区については、使用開始を目指して、市施工の公共下水道整備を進めています。

一方、流域下水道のうち松戸幹線、市川幹線は、都市計画道路整備の遅れにより未整備であるため、北部地域の公共下水道の普及が遅れています。また、公共下水道の整備による水量の増大に伴い、江戸川第一終末処理場の建設着手が急がれています。

今後、下水道の普及が遅れる地域においては、河川水路等の水質改善のため、当面は合併処理浄化槽の設置などを促進するとともに、雨水浸水対策として雨水排水機能の整備を進めることが

必要となります。

(住宅・住環境)

住まいについての市民のニーズが多様化しています。そのため、高齢社会に対応した住宅・住環境整備への取り組みが求められています。

また、住宅施策を展開するにあたっては、新規の住宅供給だけではなく、既存住宅の質的向上を図ることも課題となります。さらに、民間マンションなどの住環境改善についても、併せて取り組む必要があります。

基本方針

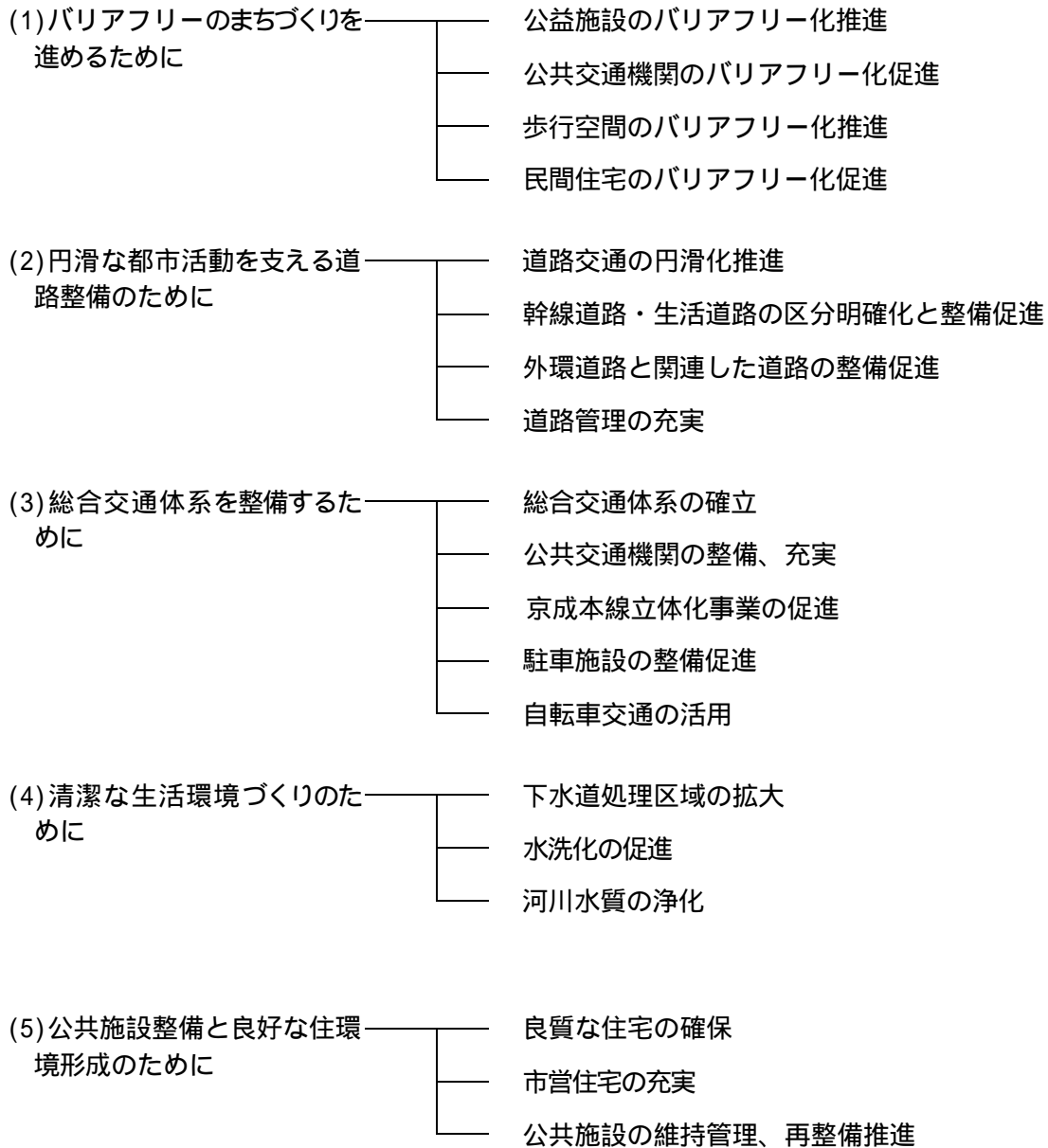
誰もが使いやすく、バリア（障害）のない安全で安心して生活できるまちづくりを進めます。

都市の円滑な活動を支える幹線道路・生活道路の計画的な整備、歩行者空間の整備、公共交通の充実を総合的、体系的に進めます。また、交差点改良、駐車場・駐輪場整備、道路交通情報の提供等に取り組み、*交通需要マネジメントによる円滑で安全な交通の確保を図ります。

生活環境の改善と河川の水質保全のため、土地利用計画や基盤整備との整合を図りながら、効率的で計画的な公共下水道の整備を図るとともに、下水道処理区域の拡大や水洗化を促進します。また、市街地内の浸水対策のための雨水排除にも積極的に取り組みます。

民間住宅の活用を含めた市営住宅の整備を図ります。また、定住化促進のための住宅取得補助、高齢社会に対応した住宅整備や、住宅の耐震化への支援等を推進し、ゆとりある住まいの実現を図ります。

施策の体系



施策の概要

(1) バリアフリーのまちづくりを進めるために

公益施設のバリアフリー化推進

公園、公民館、集会場などの公共施設をはじめ、民間の劇場、映画館など、多くの人々が利用する施設の*バリアフリー化を進めます。

公共交通機関のバリアフリー化促進

高齢者や障害者（児）が安心して利用できるよう、駅周辺の整備や、ノンステップバス導入の働きかけなどを進めます。

歩行空間のバリアフリー化推進

主要駅周辺を中心に、歩道面の平坦性の確保と段差の解消などのバリアフリー対策を行い、高齢者や身体障害者を含む全ての市民が安心して利用できる歩行空間の整備を進めます。

民間住宅のバリアフリ - 化促進

高齢者や障害者(児)の利用しやすい住宅への改造・改修について、相談事業や助成制度を充実し、また、民間住宅のバリアフリー化の支援を進めます。

(2)円滑な都市活動を支える道路整備のために

道路交通の円滑化推進

渋滞問題への対応として、京成線との交差点、幹線・補助幹線道路の結節点などの整備、交通渋滞の原因となる箇所の改善を進めます。

幹線道路・生活道路の区分明確化と整備促進

国・県道など広域幹線道路や市内幹線道路・生活道路の計画的な整備を図り、通過交通と生活交通の区分を明確化した道路体系の整備を進めます。

また、既存道路の隅切り用地や*ボトルネック部分等の用地を確保し、道路整備を行うことにより、交通安全性を向上させます。

外環道路と関連した道路の整備促進

東京外かく環状道路整備の進捗に合わせ、広域幹線道路体系に対応した市内道路体系の整備を進めます。

道路管理の充実

道路の緑化、電線の埋設に努めるとともに、道路占用の適正化、違法な屋外広告物の規制など法規制の適切な運用を図り、沿道環境を向上します。

また、道路の適切な維持、管理を図るとともに、道路排水施設の充実、改修を進めます。

(3)総合交通体系を整備するために

総合交通体系の確立

歩行者、自転車、自動車、公共交通等の安全や機能の向上に向けて、交通体系の総合的な整備を進めます。また、車両通行量やピークの抑制に向けて、*交通需要マネジメントに取り組むとともに、駐車場の空き状況や渋滞状況など交通情報を提供するシステムの導入などを図ります。

公共交通機関の整備、充実

バス交通の路線と運行数の充実、高齢者や障害者(児)の利用にも配慮したバス車両の導入などを関係機関に要請します。また、(仮称)東京10号線延伸新線の整備を促進するとともに、鉄道の混雑緩和、高齢者や障害者(児)の利用に配慮した駅舎の整備などを関係機関に要請します。

京成本線立体化事業の促進

本市の南北交通の円滑化を図るため、道路と京成本線との立体交差化について、関係機関と連携して事業化を促進します。

駐車施設の整備促進

駐車場整備計画を策定し、公共・民間による空き駐車場の有効活用のための整備を進めます。

自転車交通の活用

自転車道の整備を進めるとともに、駐輪場の整備及び維持管理の向上、放置自転車対策の推進、

リサイクル自転車の活用などを通じて、環境にやさしい自転車交通の活用を図ります。

(4) 清潔な生活環境づくりのために

下水道処理区域の拡大

公共下水道整備事業を推進するとともに、事業認可区域の拡大、整備を図ります。さらに、浸水対策として、雨水排水機能整備を進めます。

水洗化の促進

公共下水道の整備が当分の間見込めない区域では、合併処理浄化槽の設置を進めます。また、公共下水道の敷設区域における下水道接続率 100%を目指し、下水道に対する正しい理解のための啓発活動や貸付制度の見直しを進め、水洗化を促進します。

河川水質の浄化

下水道が果たす河川の水質浄化機能に着目し、流域関連公共下水道事業及び西浦処理区公共下水道事業などを進め、河川水質の浄化を図ります。

(5) 公共施設整備と良好な住環境形成のために

良質な住宅の確保

良質な住宅を確保するため、持家取得の支援、家賃助成制度の充実、住宅情報提供体制の充実を図ります。また、住宅リフォーム相談窓口事業を推進するとともに、適切なマンション維持管理の支援を進めます。

市営住宅の充実

市営住宅の整備及び老朽化や高齢者、障害者(児)の入居への対応に伴う改修、修繕を計画的に進めるとともに、管理の適正化を図ります。

公共施設の維持管理、再整備推進

公共施設を保全し、維持管理を強化するとともに、建物の耐震化を図ります。また、時代の要請に対応した利用転換のための再整備を進めます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
総合交通体系整備促進事業	交通渋滞緩和のための交通需要コントロール実現に向け、橋梁整備、鉄道の高架、道路整備、自転車活用、駐車場整備及び渋滞情報提供など、総合的な交通体系の整備を促進します。
交通バリアフリー整備事業	*バリアフリー化基本構想を策定し、主要な鉄道駅の周辺地区を重点整備地区に指定し、駅、駅前広場、歩道等のバリアフリー化事業を重点的かつ一体的に進めます。
都市計画道路整備事業	外環道路に接続する 3・4・14 号、3・4・19 号、3・4・21 号、3・4・23 号等や歩行者等の通行の安全確保のための 3・4・15 号、3・4・20 号等の整備を進めます。
江戸川架橋整備事業	東京都との連絡強化やまちづくり計画との整合を図った大洲架橋、押切架橋の整備を進めます。また、行徳可動堰の改築に併せた行徳橋の架け替えを進めます。
京成本線立体化促進事業	部分立体を含む主要幹線道との交差部の立体交差の推進と、周辺市街地の整備を進めます。
(仮称)東京 10 号線延伸新線整備促進事業	市北西部の鉄道不便地域の解消と南北方向の交通渋滞緩和を図るため、鉄道整備計画を促進します。

第3節 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります

急速な都市化の進展は、都市整備の遅れを招き、様々な都市問題を引き起こしました。これからは、地域特性を活かしたバランスのとれた土地利用が求められます。このため、これらの都市課題を解決し、さらに都市景観に配慮した都市をつくるために、適切で計画的な市街地整備を進めます。

- (1) 地域の特性を活かした土地利用のために
- (2) 市街地の安全性と利便性を高めるために
- (3) 魅力ある都市景観を形成するために

現況と課題

(土地利用、市街地整備)

JR総武本線や京成本線の周辺に広がる既成市街地に代表される地域には、商業や居住環境の悪化、防災性の低下、道路交通環境の悪化などの都市課題があります。加えて、駅周辺の商業・業務機能を中心とする都市機能の集積や機能更新、道路の整備改善、都市型住宅の供給や建築物の不燃化を図る必要もあります。また、新しく開発される地区においては、公共施設の整備及び宅地利用の増進を図るため、適正な規制や誘導により計画的な都市整備を進める必要があります。

(景観)

都市の景観は、まちの個性や表情を表し、都市の快適性や安全性を高める重要な要素であり、近年、この景観に対する市民の関心や期待が急速に高まってきています。しかし、これまでは部分的な景観整備が中心であったことから、今後は、歴史的街並みの保全や、川や海などの自然と調和した都市景観の形成、誘導などに総合的に取り組む必要があります。

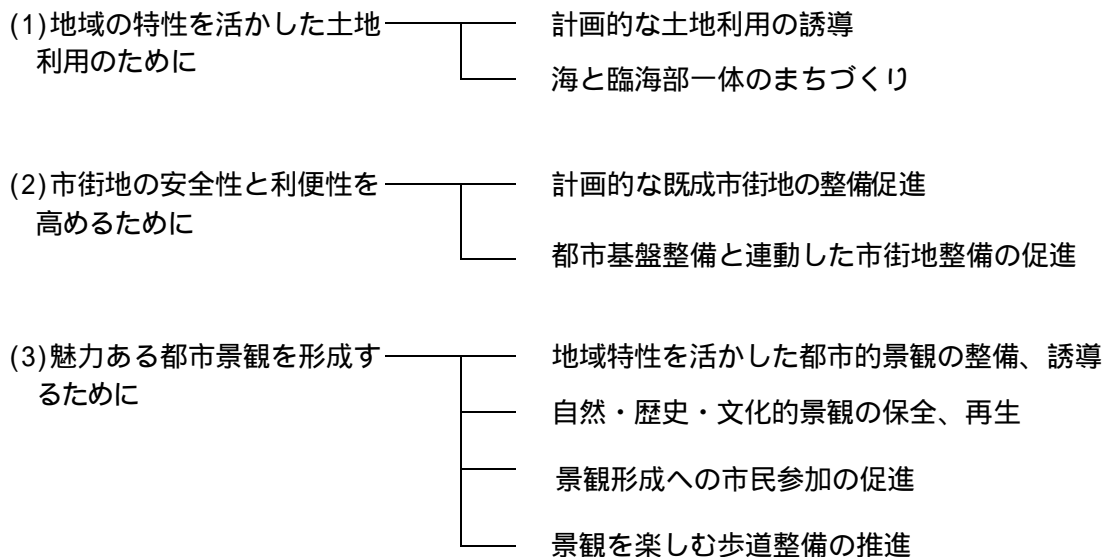
基本方針

既成市街地の都市課題に対応するため適正な都市基盤を整備するとともに、安全で快適な利便性の高い市街地の形成を図ります。また、新しい市街地の整備にあたっては、都市計画や建築等に関する法律や条例などに基づいて、地域特性を活かし周辺環境と調和した土地利用を図ります。

さらに、都市の骨格となる土地利用のあり方や、道路、公園などの都市基盤の整備方針を長期的、総合的な観点から定める都市計画における基本方針としての市川市*都市計画マスタープランに則して整備を進めます。

また、市民、事業者、行政が協力して、都市景観形成のための総合的な指針の策定や仕組みづくりを進め、歴史、文化や自然などの市川らしさや地域の特色を活かした景観の保全、形成を図ります。

施策の体系



施策の概要

(1) 地域の特徴を活かした土地利用のために

計画的な土地利用の誘導

市街化調整区域においては開発を抑制し、良好な環境を保全していくとともに、市街化区域においては、都市計画や建築等に関する法律や条例に基づき、都市機能の向上と周辺環境との調和を目指す土地利用を図ります。

海と臨海部一体のまちづくり

本市にとって重要な海を活用したまちづくりを進めるため、市川二期地区の整備と連動した海域の環境改善、市川塩浜駅周辺の再整備や行徳近郊緑地の活用、第一終末処理場決定地の土地利用など海と臨海部が一体となった都市空間を整備します。

(2) 市街地の安全性と利便性を高めるために

計画的な既成市街地の整備促進

地区計画制度や建築協定制度、開発許可制度など、都市計画や建築等に関する法律や条例を活用して、市街地再開発事業、駅周辺地区整備等を推進し、時代の要請にあった機能性の高い都市の形成を目指して既成市街地の再整備を推進します。

都市基盤整備と連動した市街地整備の促進

江戸川*スーパー堤防の整備や旧江戸川の堤防改修に合わせ、流域市街地の再整備や河川空間の有効活用を図ります。また、外環道路など主要幹線道路、(仮称)東京10号線延伸新線沿線の整備等の大規模事業と関連した市街地整備を促進します。

(3) 魅力ある都市景観を形成するために

地域特性を活かした都市的景観の整備、誘導

快適で安全な都市を目指し、沿道景観の美化や駅周辺・商店街等の街並みの整備、都市緑化の推進などにより、市街地の特性を活かした都市空間の景観づくりを推進します。

自然・歴史・文化的景観の保全、再生

歴史的文化的な建造物や歴史的街並みの保全、再生とその活用を図り、景観を活かしたまちづくりを推進します。

景観形成への市民参加の促進

景観形成指針の策定を市民参加のもとに進め、魅力ある景観形成を市民とともに進めます。

景観を楽しむ歩道整備の推進

歩いて楽しめる道づくりを目指して、自然や文化の拠点整備に合わせて、それらを結ぶ散歩道の整備など、景観を楽しむ歩道整備を進めます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
都市景観形成事業	快適で安全な都市を目指し、自然や歴史・文化など地域特性に配慮した都市的景観形成についての基本的な方針を定め、その実現に努めます。
市川塩浜駅周辺地区再整備事業	臨海部の自然空間を活かした次世代を担う都市の形成のために、市川塩浜駅周辺地区の土地利用の転換を促進し、都市基盤整備を進めます。
市川駅南口地区第一種市街地再開発事業	都市防災機能の更新及び土地の有効かつ高度利用と公共施設の整備等を目的として、事業化を進めます。
本八幡駅北口地区再開発事業	交通の結節点として、また商業、業務、都市型住宅地域として、恵まれた立地条件を活かした土地の合理的かつ健全な高度利用を進め、都市機能の向上及び公共施設の整備等を図ります。

第4節 産業を振興し、活力あるまちをつくります

地域の活力の源として産業の振興は極めて重要です。首都圏に位置する本市はさまざまな面で首都東京の強大な機能の影響を受けていますが、多角的な取り組みを進め、本市の立地条件にふさわしい産業機能の集積を図ります。

- (1) 活力ある商業の振興のために
- (2) 地域性を活かした工業の振興のために
- (3) 市民と共存する都市農業の振興のために
- (4) 自然環境と調和した水産業の振興のために

現況と課題

(産業)

本市の産業は商業をはじめとする第三次産業が中心をなしていますが、臨海部を中心に工業の集積があり、市北部では農業、沿岸部では水産業が見られます。

このような中で、商業の大部分を占める小売業の状況を見ると、消費者が東京都心の大型店や郊外型量販店へ流出する傾向にあるため、市内の商店街や各商店の経営は厳しい状況に置かれています。各商店や商店会では、消費者を地元商店に取り戻すために様々な取り組みを行っていますが、今後とも、このような意欲ある事業者の努力を支援し、まちの賑わいを生み出すことが必要です。

工業は、臨海部を中心とした鉄鋼、化学、金属などの素材型工業と、内陸部に点在する印刷、食品加工、繊維、家具などの都市型軽工業が見られます。将来にわたって成長、発展を遂げるには、大半を占める中小企業の経営基盤の強化を図るとともに、経済環境の変化や高度情報化社会に対応できるような新産業の創造、育成への支援が重要です。

市川の農業は全国に誇る梨の生産が主であり、また大消費地に近いこともあって、比較的生産性の高いものとなっていますが、農業従事者数の減少、高齢化、農地の維持が困難となった不耕作地の増加などの解消が課題となっています。さらに、市民の農業体験の場、学習の場として農地の活用が求められます。

水産業については、海苔やアサリ等の浅海養殖業を中心とし、他にも小型底引き網漁業などが営まれています。漁業環境の悪化、後継者難という問題を抱えています。今後は、市川二期地区埋立計画の動向を見定めながら、漁業環境の改善及び整備や市民が水辺と親しめる場の整備が求められます。

基本方針

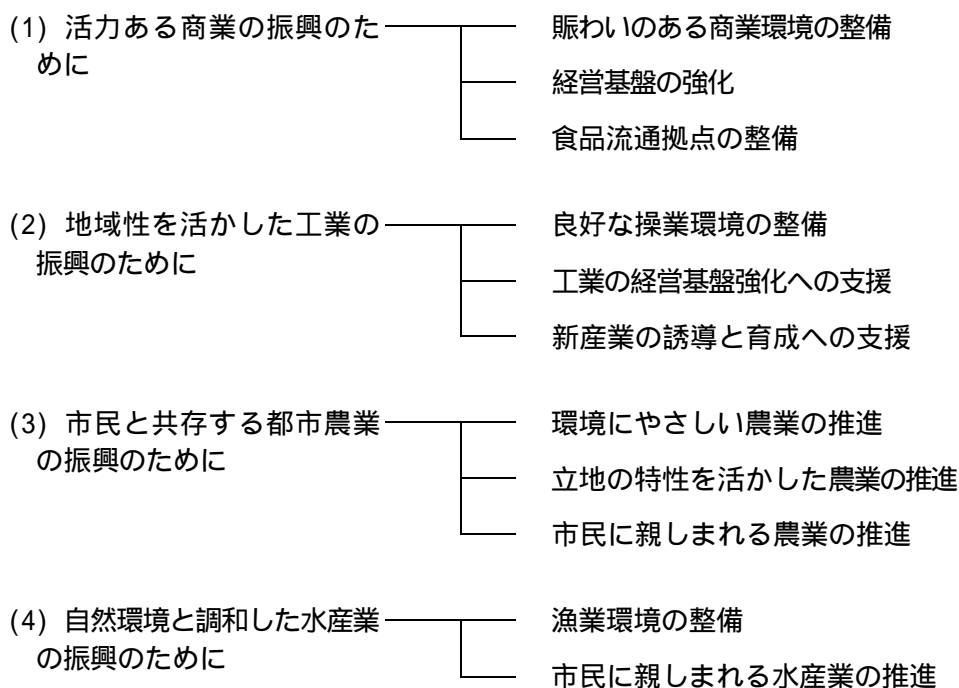
中心市街地の活性化をはじめ、商業環境の整備や経営基盤の強化に向けた支援策を充実するなど、商業を振興します。

産業の高度化に対応できる工業への転換を支援するとともに、良好な操業環境を確保します。環境にやさしい都市農業の確保を図るとともに、市民が土とふれあう農業を推進するなど、地

域に根ざした農業を振興します。

漁業を取り巻く環境整備を促進することにより、市民との交流の推進や漁業経営の安定化を図り水産業を振興します。

施策の体系



施策の概要

(1)活力ある商業の振興のために

賑わいのある商業環境の整備

地域の持つ伝統と特性を活かすとともに、市民の憩いの場、ふれあいの場として魅力と賑わいのある商店街を形成するため、景観形成、歩行者空間の確保、駐車場対策など商業環境を整備します。

経営基盤の強化

中小商店の経営の高度化、安定化を図るため、事業資金の融資制度や利子補給制度などによる支援を行うとともに、経営者や後継者の育成のため、講習会、研修会などを充実します。また、商店会が行う事業やイベントなどを積極的に支援します。

食品流通拠点の整備

青果物等の流通拠点として、市川地方卸売市場の活性化を図るとともに、市場機能を保持するための再整備を行います。

(2)地域性を活かした工業の振興のために

良好な操業環境の整備

企業の建物や設備の老朽化、狭隘化などによる操業の弊害や、工業地域内の住宅との混在による生産環境の悪化を解消するため、既存の工業用地のリニューアル計画の検討を進め、良好な操

業環境を創出するとともに、市内工場適地の保全を行います。

工業の経営基盤強化への支援

中小企業の事業拡大、経営体質の強化のため、各種融資制度の活用、設備の近代化、生産技術の向上及び情報化の促進等の支援を行います。また、異業種交流の支援、人材の育成や情報提供機能の充実を推進します。さらに、新しい技術や製品開発力の向上に取り組める環境整備を進めます。

新産業の誘導と育成への支援

既存の製造業を超えた領域を活動範囲とする起業家の支援、育成を図るとともに、21世紀を担う新たな産業を誘導するための基盤整備を進めます。

(3) 市民と共存する都市農業の振興のために

環境にやさしい農業の推進

環境にやさしい農業を推進するため、農薬散布を少なくする減農薬による栽培、梨剪定枝の処理に際し資源循環型の処理方策によるシステム化を進めます。

立地の特性を活かした農業の推進

大都市近郊の立地特性を活かした、収益性の高い農業生産環境の整備を図るため、新しい生産技術、農法の導入や特産品の生産を支援します。また、*遊休農地の利用集積を図り、経営改善、生産向上を推進します。

市民に親しまれる農業の推進

市民が農業を体験したり、土に親しむことのできる機会を増やすため、市民農園等の整備や各種イベントを開催します。

(4) 自然環境と調和した水産業の振興のために

漁業環境の整備

生産性の向上を図るため、漁港及び漁場の整備を促進するとともに、漁業生産機材の整備を支援し、生産環境の維持、向上を図ります。

市民に親しまれる水産業の推進

本市の水産業が市民に身近なものとなるよう、各種イベント開催等を通して、水産業への理解並びに水産物の消費拡大を図ります。

主要事業

主要事業名	事業の概要
中心市街地活性化事業	ＪＲ市川駅から本八幡駅を中心とした地域を「中心市街地活性化法」に基づく中心市街地に選定し、各種活性化施策の推進を図ります。
産業ネットワーク推進事業	市内の中小企業を対象にＩＴ技術の利用状況の実態調査を行い、情報ネットワークの確立と管理を通じて、取引機会の拡大及び競争力の向上を図り、中小企業の体質を強化することを支援します。
環境調和・新産業創出推進事業	２１世紀を担う環境と調和した新産業の創出・育成を目指して、環境保全技術の開発支援及び環境との調和に配慮した*ベンチャー企業の育成・誘致を行います。
遊休農地解消対策事業	*遊休農地の実態調査、意向調査を実施し、関係者、関係機関等と協議する場を設け、農地の有効活用を研究協議し、モデル的な場所を選定し事業化します。
漁港整備事業	三番瀬全体の整備構想の方向を見定めながら、漁港整備計画の検討を行い、漁港の整備を促進します。

第4章 人と自然が共生するまち

第1節 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります

自然は、やすらぎや潤いを与えるばかりではなく、私たちに多大な恩恵を与えています。このような自然を大切にし、次世代へ引き継ぐため、自然環境の保全や創造・再生に取り組み環境にやさしいまちをつくります。

- (1)人と自然が共生するまちをつくるために
- (2)緑豊かなまちをつくるために
- (3)親しみのある水辺空間を創造するために

現況と課題

(自然)

身近な自然は、快適で潤いのある生活環境を形成し、人に安らぎを与えるだけでなく、生物の多様性の確保や地球規模の環境問題への理解を深めるうえでも重要なものです。

本市では、急速な都市化に伴い、田園や山林などの宅地化が進みましたが、歴史や文化と深く関連する市街地の黒松や斜面林、広大な梨畑、江戸川等の水辺、東京湾の海辺などに貴重な自然が残され、その一部が公園、市民の森、親しみのある水辺として保全されてきました。

一方、都市の中の自然として重要な公園や緑地の状況を見ると、本市の市民1人あたりの都市公園面積は2.68㎡(平成12年3月末)で、全国平均の7.3㎡や国が定める基準面積10.0㎡を大きく下回っており、小規模で身近な*街区公園が多く、一部では老朽化も進んでいるため、施設の充実が求められています。

今後は、地域の特性に応じて、貴重な自然を保全するとともに、親しみのある魅力的な自然環境を積極的に創出、再生していくことが求められます。

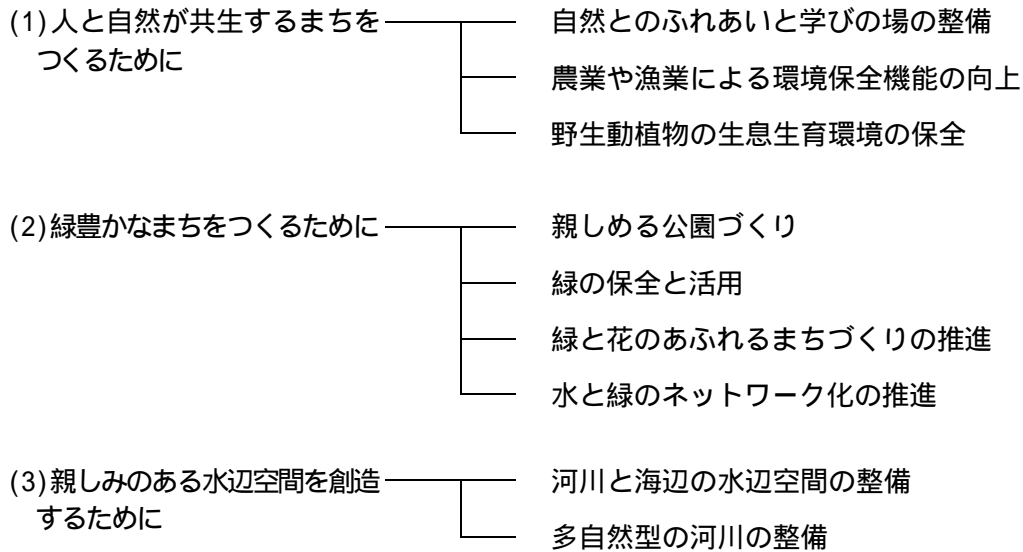
また、自然とふれあい、学ぶことができる場と機会づくりを推進することが必要となっています。さらに、公園の整備や緑地の保全、活用とともに、水と緑のネットワーク化を図り、やすらぎと潤い、憩いに満ちた都市環境を創出することが求められます。

基本方針

本市の北部に残された貴重な自然を保全するとともに、失われた自然の再生や創造を図り、市民共有の財産として次世代へ継承します。また、自然を大切にする心を醸成するため、市民が身近に自然とふれあえる環境づくりを進めます。

公園や緑地など都市の緑を維持、活用、創造するとともに、江戸川を中心とした河川・水路の水辺の環境整備を図り、これらを有機的に結ぶネットワークをつくりだします。

施策の体系



施策の概要

(1) 人と自然が共生するまちをつくるために

自然とのふれあいと学びの場の整備

市民が身近に自然とふれあい、自然を学ぶことのできる場の創造と機会づくりを進め、併せて、自然環境保全に関する市民活動を推進するための支援と人材の育成を推進します。

また、自然環境の現象や自然に関する様々な活動について、その情報のネットワーク化を図り、市民に提供します。

農業や漁業による環境保全機能の向上

自然の中で営まれる農業は、緑地機能、保水機能、生態系などを守ることに寄与できることから、農業や漁業活動による環境保全機能を活かしたまちづくりを進めます。

野生動植物の生息生育環境の保全

都市における生物の多様性を確保するため、動植物の生息生育状況を的確に把握し、その生息生育環境の保全に努めます。

(2) 緑豊かなまちをつくるために

親しめる公園づくり

地域住民の憩いの場やコミュニティ活動の場となる公園を多様な手法により整備を進めます。また、住民参加による公園の再整備計画の策定や公園の維持管理体制を進めるとともに、地域の特色を活かしながら、高齢化の進む社会変化などにも対応した公園の整備を進めます。

緑の保全と活用

緑を保全するため、市街地の黒松や巨木、古木などを保護・保全します。また、まとまった樹林地については、公有地化のほか、借地、協定その他の手法により保全を図り、併せて、適正な管理と整備により活用を図ります。さらに、*風致地区における風致と美観を維持します。*生産

緑地地区や*農業振興地域の農地の保全及び市民農園の整備を進めます。

緑と花のあふれるまちづくりの推進

市民参加による緑と花のまちづくりを推進するため、公共公益施設等の緑化を進めるとともに、市民活動への支援や活動に関わる人材の育成を図ります。併せて、*緑の基金を活用した普及啓発活動を拡充します。

水と緑のネットワーク化の推進

水辺と緑の拠点を有機的にネットワークさせるため、緑道や遊歩道、河川空間の緑化、サイクリングロード等の整備を推進します。また、県が計画している葛南広域公園の事業化の促進を図るとともに、市川二期地区計画における海浜部の公園について、広域的な利用を考慮した計画を策定します。

(3) 親しみのある水辺空間を創造するために

河川と海辺の水辺空間の整備

貴重な水辺の自然の再生を進めるとともに、江戸川や東京湾の水辺について、多くの市民が身近に自然とふれあえる場を確保し、楽しめる水辺空間として整備を進めます。

多自然型の河川の整備

河川空間が水と緑と人のふれあいの場や、市民の身近な憩いとやすらぎの場となるよう、生態系に配慮した自然豊かな水辺づくりとして、多自然型の河川整備を進めます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
江戸川活用総合計画事業	江戸川の水辺空間を利用した、「市民がやすらぎやうるおいを感じる川」としての機能を引出し、また、防災拠点としての活用を図るなど総合的な計画事業を進めます。
水辺プラザ整備事業	大柏川調節池を、自然環境創造型の水辺空間施設として整備を図ります。
葛南ふれあいモデル地区整備事業	千葉県が事業主体となり行う事業で、市川市・船橋市にまたがる大規模な都市公園の整備を図ります。
緑地保全事業	良好な樹林地の永続的な保全を図るため、都市計画決定された緑地を中心に公有地化を進めます。
自然環境保全再生指針策定事業	市川市の自然環境について、地象、気象、動物、植物、環境指標生物、稀少種等の面から定性的、定量的な調査を実施し、調査結果を公表します。併せて、自然環境保全再生指針の策定を行います。

第2節 環境への負荷の少ないまちをつくります

これまでの環境問題は一定地域の公害問題でしたが、現在は、環境汚染や環境破壊として、時間や地域を越え、地球規模で影響を及ぼしています。エネルギーの消費の増大、地球の温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題を解決するには、私たち一人ひとりの行動が重要です。地球環境の保全に向けて、様々な施策を推進し、環境への負荷の少ないまちをつくります。

- (1)地球環境問題を地域で取り組むために
- (2)環境に関する学習や活動を推進するために
- (3)快適な環境を保全するために

現況と課題

(環境)

今日、深刻な環境問題は、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による河川や湖沼の水質汚濁、ダイオキシン類や*環境ホルモン等の化学物質による汚染、廃棄物の処理問題等の都市生活公害から、地球温暖化やオゾン層の破壊等の地球環境問題まで、日常生活や事業活動による環境への負荷によって生じています。

本市においては、法律や条例の規制に加えて、公害防止協定の締結などによる排出抑制の強化や生活排水による河川の水質汚濁防止のために「*みずアドバイザー制度」を設けるなど、様々な環境保全施策を積極的に進めてきました。

また、新たな地球環境問題への施策などを総合的かつ計画的に進めていくため、平成10年度(1998年度)に「市川市環境基本条例」を制定し、同条例に基づき平成11年度(1999年度)には、「市川市環境基本計画」を策定しました。

今後は、健全でよりよい生活環境を創造し保全するために、市民一人ひとりが、自らの課題を認識し、地域での環境保全活動への取り組みを通じて、環境への負荷の少ない社会を構築することが重要な課題です。

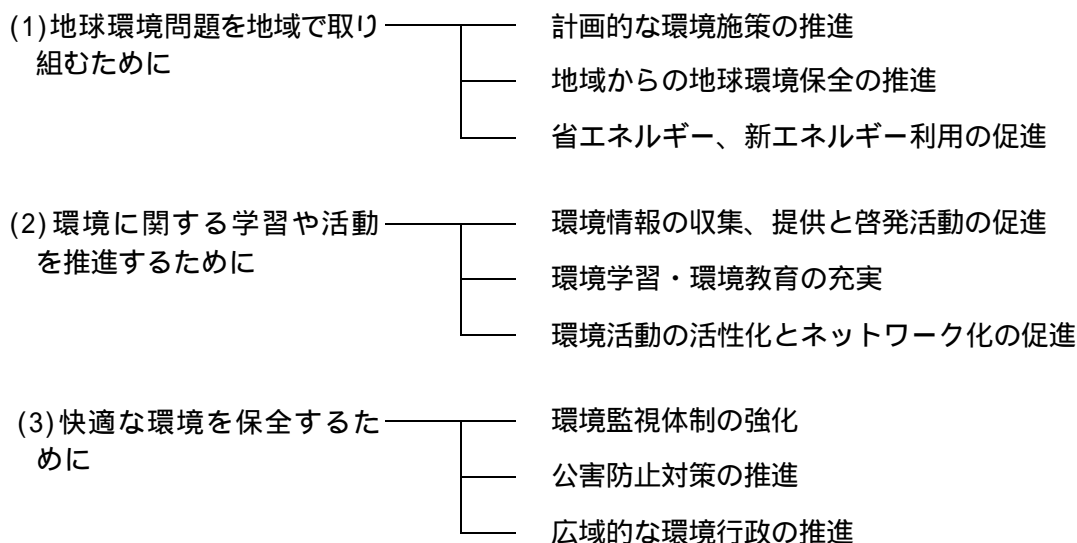
基本方針

環境基本計画に基づき、公害の防止に努めるとともに、地球温暖化防止対策のため、省エネルギーと*新エネルギーの活用を推進します。

市民、事業者、行政が一体となって環境の保全及び創造に取り組むため、環境に関する情報の収集・提供を進めます。さらに、市民や事業者、民間団体などが自ら行う環境の保全及び創造に関する取り組みを積極的に支援します。

また、公害や新たな有害化学物質から市民の生命と健康を守り、安全で住み良いまちをつくるため、環境監視や指導体制の充実を図り、環境への負荷の少ない、地球にやさしいまちづくりを地域から進めます。

施策の体系



施策の概要

(1) 地球環境問題を地域で取り組むために

計画的な環境施策の推進

環境基本計画に基づき、率先行動計画、市民行動計画などを策定し、市民、事業者、行政が一体となって総合的に取り組み、環境負荷の少ない持続的発展の可能な社会づくりを進めます。

地域からの地球環境保全の推進

地域からの地球環境保全を推進するため、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量の削減、オゾン層を破壊するフロン類の排出の抑制、酸性雨の原因及び関連物質の放出の抑制を図ります。

省エネルギー、新エネルギー利用の促進

エネルギー消費の抑制意識を高揚し、省エネルギーを促進するとともに、新エネルギービジョンに基づき、*新エネルギーの積極的な活用を推進します。また、健全な水循環の確保のため、雨水の活用や雨水浸透ますの設置、普及などを進めます。

(2) 環境に関する学習や活動を推進するために

環境情報の収集、提供と啓発活動の促進

環境問題関連施策の情報収集と、「市の広報」、「市川市の環境」、「いちかわ環境ニュース」、「インターネット」、「環境情報システム」などを通じた情報提供に努め、市民や事業者、民間団体等の啓発を図ります。

環境学習・環境教育の充実

家庭、地域、学校、企業などあらゆる場において、環境について学ぶ機会の充実を図るとともに、適切でわかりやすい教材を整備するなど、環境保全に関する知識の普及、啓発を図ります。

環境活動の活性化とネットワーク化の促進

市民や事業者及び民間団体、ボランティア等が自発的に行う活動を促進するため、様々な助成や情報提供、指導、助言等の支援を積極的に行います。また、これらの活動団体相互の情報交換や広域的な活動を活発化するため、ネットワーク化を促進します。

(3) 快適な環境を保全するために

環境監視体制の強化

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染、地下水汚染等を未然に防止するため、監視体制と各種環境測定機器の整備、充実を図ります。また、その結果を情報通信システムなどを利用して公開します。さらに、環境へ著しい影響を及ぼす事業等については、*環境影響評価制度の導入を図ります。

公害防止対策の推進

大気汚染物質の排出抑制、水質汚濁の防止に努めるとともに、騒音、振動、悪臭の発生源に対する指導を行うほか、新規規制物質等の分析調査にも迅速に対応するために体制を整備し、公害防止対策を推進します。

広域的な環境行政の推進

国や千葉県をはじめ近隣自治体と連携し、広域的な環境課題に対する取り組みを推進します。

主要事業

主要事業名	事業の概要
ISO14001 推進事業	市役所が一事業者としての立場から、環境への負荷の低減を行うため、*ISO14001 の認証を取得します。 そして、市民・事業者の環境に配慮した行動を誘導していきます。
省エネルギー・新エネルギー対策促進事業	地球温暖化防止対策の一環として、省エネルギーのための活動を推進していくとともに、新エネルギービジョンに基づく施策を推進していきます。
環境学習推進事業	市民一人ひとりが環境との関わりを理解し、環境に配慮した行動をとることができるように様々な施策で環境学習を推進します。 また、拠点となる環境学習センターを整備します。
自動車排出ガス対策事業	ディーゼル微小粒子を含めた*SPM対策の率行的行動として、公用車からの排出量削減を図るため、購入年度の古いディーゼル車の廃止、低公害車への転換、*DPF装置の装着などを実施するとともに市内事業者に対しても啓発を図っていきます。
化学物質等対策事業	有害大気汚染物質・ダイオキシン類、外因性内分泌かく乱物質(*環境ホルモン) について、調査し対策を進めます。

第3節 廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくります

現在の豊かな生活は、廃棄物の量的な増大や質的な変化をもたらし、地球環境への負荷を高めています。大量生産、大量消費、大量廃棄の仕組みの見直しをするとともに、市民、事業者、行政の役割分担により、ごみの減量化や再資源化を推進し、資源循環型社会の構築を目指します。

- 〔 (1)資源循環型社会構築のために
- 〔 (2)廃棄物処理体制の充実のために

現況と課題

(廃棄物)

本市のごみの排出量は、経済活動の進展やライフスタイルの変化により年々増加しており、平成11年度(1999年度)には年間17万5,000トンに達しています。しかし、そのうち資源ごみとして再利用された量は約11.1%にすぎません。現在、市では可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、ビン・カン、有害ごみの5分別収集を行っており、家庭ごみの指定袋制、大型ごみ収集の有料化も実施しています。また、牛乳パックとペットボトルの拠点回収を実施しており、自治会、子供会などの団体においても集団資源回収が広く行われています。

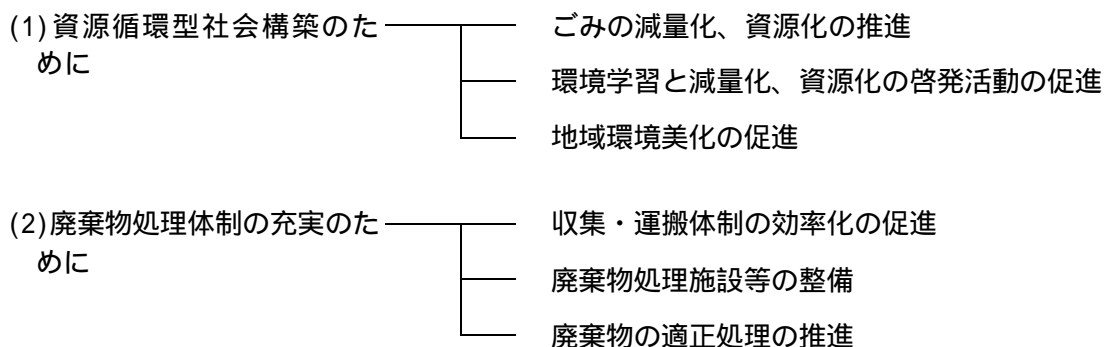
本市では平成6年度(1994年度)にクリーンセンターを建替え、また、資源循環型社会構築の啓発施設として、平成7年度(1995年度)に不用品の再利用を目的とするリサイクルプラザを開設し、平成11年度(1999年度)からはその販売収益を社会福祉事業に役立てています。一方で、中間処理によって生じた焼却灰や不燃物の最終処分については、市外の最終処分場に依存せざるを得ない状況となっています。し尿処理については、下水道未整備区域において、生活雑排水とし尿を処理する合併処理浄化槽の設置の促進を図るとともに、平成12年度(2000年度)に稼働した新衛生処理場の維持管理に努めています。

今後の課題として、本市は、市外の最終処分場に依存していることから、最終処分を限りなくゼロに近づける*ゼロ・エミッションの実現を目指すため、ごみの発生を抑制し、積極的な再資源化を進める取り組みが急務となっています。

基本方針

資源循環型社会の構築を目指して、市民、事業者、行政が一体となって、ごみの分別の細分化で減量化を図るとともに、資源の有効利用、再利用を積極的に推進します。また、事業系のごみについては、事業者の自己処理責任のもと適正処理を促進します。さらに、クリーンセンター、新衛生処理場の適切な維持管理を行います。

施策の体系



施策の概要

(1) 資源循環型社会構築のために

ごみの減量化、資源化の推進

市民、事業者、行政が一体となり廃棄物の抑制(リデュース)を図るとともに、使用済みの製品の再使用(リユース)や回収された製品を原材料などにする再利用(リサイクル)を進めます。

環境学習と減量化、資源化の啓発活動の促進

学校や生涯学習講座等での環境学習、各種イベント、市民・事業者への説明など、あらゆる機会を通じてごみの減量化、資源化の啓発を行い、市民意識の高揚を図ります。

地域環境美化の促進

廃棄物減量等推進員(クリーンパートナー)や自治会等を通じて、市民参加による地域ぐるみの自主的な清掃活動を推進し、地域環境美化の促進に努めます。また、不法投棄防止のため、意識啓発や土地所有者への指導、パトロールの実施等を行います。

(2) 廃棄物処理体制の充実のために

収集・運搬体制の効率化の促進

容器包装リサイクル法への本格的な対応や資源化の促進に伴う分別の細分化に対応するため、中長期的なごみ処理体制を整備するとともに、収集運搬の効率化を図ります。

廃棄物処理施設等の整備

廃棄物の再資源化を効率的に行うための資源化センターなどの整備を図ります。また、クリーンセンターのごみ焼却から生じる熱を利用した、市民に親しまれる施設の整備を図ります。廃棄物の最終処分については、焼却灰の有効利用による減量に努めるとともに、新たな処理技術を導入した次期クリーンセンターの建替え計画を策定します。

廃棄物の適正処理の推進

クリーンセンター、新衛生処理場については、機能維持を図り、周辺の環境に配慮した施設として適切に管理運営していきます。また、クリーンセンターでは、認証取得した*ISO14001に基づきダイオキシン類の排出抑制等を行うとともに、環境目的・目標を設定し、継続的に環境負荷の低減を図ります。

主要事業

主要事業名	事業の概要
リサイクル推進事業	徹底した分別収集により廃棄物から資源物を回収し、資源化の促進を図ります。
資源化センター建設事業	収集した資源物を一元的、効率的に処理するため、クリーンセンター隣接地に新たな用地を取得し、施設を整備します。
次期クリーンセンター建設計画策定事業	稼働中のクリーンセンターに代わる次期処理施設の整備を含め総合的な施設計画を検討します。

第5章 市民と行政がともに築くまち

第1節 市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくりま

これからは、地域の実情に合った豊かさと安らぎを実感できるまちづくりが求められていきます。このため、まちづくりの主役である市民が政策形成段階からまちづくりに参加することが極めて重要です。企業を含めたあらゆる市民と行政の協働を市政運営の基本におき、まちづくりを進めます。

- 〔 (1)パートナーシップ構築のために
- 〔 (2)市政情報の共有化のために

現況と課題

(協働によるまちづくり)

地方分権が進む中、地域の実情に合ったまちづくりを進めていくためには、地域や身の回りの課題解決について、地域住民の自己決定権を拡充していくことが必要です。そのためには、行政への市民参加を拡大して、市民と行政のパートナーシップのもとで、協働のまちづくりへと転換を進めなくてはなりません。

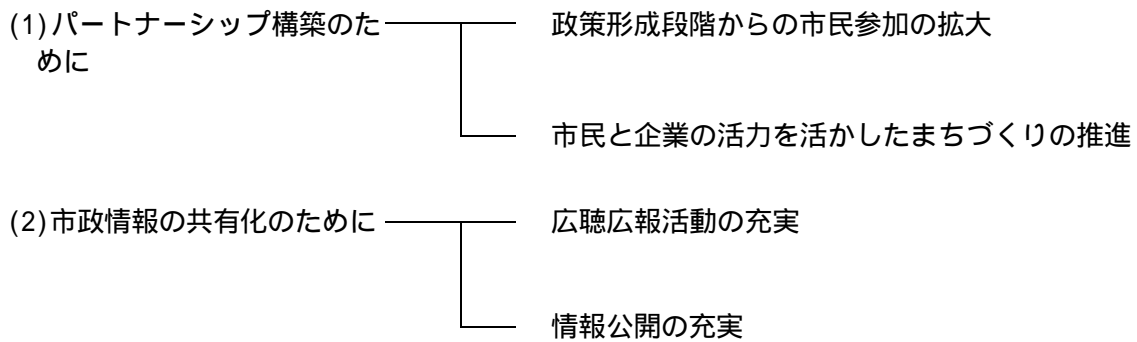
また、高齢者の介護をはじめとする保健、医療、福祉、生涯学習などにおいて、多様で質の高いサービスが求められていることから、行政だけではなく各種の公益法人、*NPO、ボランティアや民間企業など、多様な主体の協働によるサービス・ネットワークの形成が必要です。

さらに、ごみ問題や環境保全など、企業を含む市民の協力なしには解決できない問題が増えてきており、このような面からも市民と行政の協働によるまちづくりへの取り組みが重要になっています。そして、この協働によるまちづくりのためには、市政に関する情報を市民と行政が共有し、行政への市民参加を積極的に推進していくことが必要です。

基本方針

市民と行政のパートナーシップを構築するため、政策形成段階からの市民参加を拡大していきます。また、市民と企業の活力を活かしたまちづくりを推進していきます。さらに、市政に関する情報の共有化を推進するため、広聴広報活動や情報公開を充実します。

施策の体系



施策の概要

(1) パートナーシップ構築のために

政策形成段階からの市民参加の拡大

行政への市民参加促進のため、意識啓発や学習機会の拡充を図ります。また、*パブリック・コメント制度の導入など市民参加の制度化を図るとともに、審議会等附属機関などにおける市民公募委員の拡大、市民*ワークショップ事業の推進など、政策形成段階からの市民参加を拡充します。

市民と企業の活力を活かしたまちづくりの推進

パートナーシップ型事業の基準、類型づくりを行い、市民との合意のもと、市民や企業、大学等の高等教育機関の活力を活かした市民参加型の施策を推進します。

また、企業の活力をまちづくりに活かすための啓発、広報活動を推進するとともに、地域に開かれた事業所づくりへの支援や、地域住民の要望にかなったまちづくりが進むような企業と市民の対話の場づくりを進めます。さらに、事業所緑化や商店街のリサイクル事業などを促進します。

(2) 市政情報の共有化のために

広聴広報活動の充実

市民のまちづくり活動への参加促進のため、広報紙や映像による広報活動の充実に加え、市民のニーズに合わせインターネットなど新しい広報媒体も活用していきます。

また、相談業務を充実するとともに、行政側から積極的に地域に出向き、地域の問題や市政への提言を聴く場を設けるなど、誰もが行政に意見を述べられるような広聴機会を整備し、広聴活動を充実します。さらに、市民の意見や要望を迅速に処理するとともに、的確に施策へ反映させるためのシステムを確立します。

情報公開の充実

市政に関する情報を市民と行政が共有していくため、政策形成段階の情報を積極的に市民に提供するシステムを構築するとともに、情報公開を充実します。

主要事業

主要事業名	事業の概要
パブリック・コメント制度の確立	市民生活に大きく関わる事案の決定や条例の制定に当たり、事前にその案を公表し、市民の意見を聞き、その意見を意思決定に反映させる制度を導入します。
市民参加による市政運営制度の確立	分権時代の市政運営の理念と市民と行政の役割分担などについての条例化、行政への市民参加のルールづくり、行政評価制度の導入などを目指します。
企業や高等教育機関の活力を活かしたパートナーシップ型施策の推進	企業や高等教育機関の活力を活かした産・学・官のパートナーシップ型事業の基準、類型づくりを行い、産・学参加型施策を推進します。

第2節 まちづくりのための新しいコミュニティをつくります

まちづくりのための多様な主体的な市民活動が広がりを見せています。新しいコミュニティとも言うべきこれらの活動と行政とのパートナーシップの構築は、これからの時代の協働によるまちづくりの重要なテーマとなっていることから、こうした市民活動の振興を図ります。

- (1)新しいコミュニティの形成のために
- (2)自主的な市民活動の拡充のために

現況と課題

(コミュニティ)

阪神・淡路大震災での救援や復興にあたるボランティアの活躍を契機に、ボランティア活動に対する関心が広がってきました。また、自分の趣味や嗜好を活かした余暇活動重視の傾向が強まっており、こうした活動への期待が今後一層高まるとともに、その役割も大きくなっていくものと考えられます。そして、このような傾向を背景に、これらの活動に参加するきっかけや機会の提供についての要求が高まってきています。

一方、地域のコミュニティ活動における中核的な役割を担ってきた自治会は、今後も環境やゴミ問題への対応、防犯・防災対策、住民同士の連帯や支え合いによる地域における少子高齢化問題への対応など、その役割はますます重要になっていくものと考えられます。そのため、会員の確保をはじめ、より充実した組織づくりが求められています。

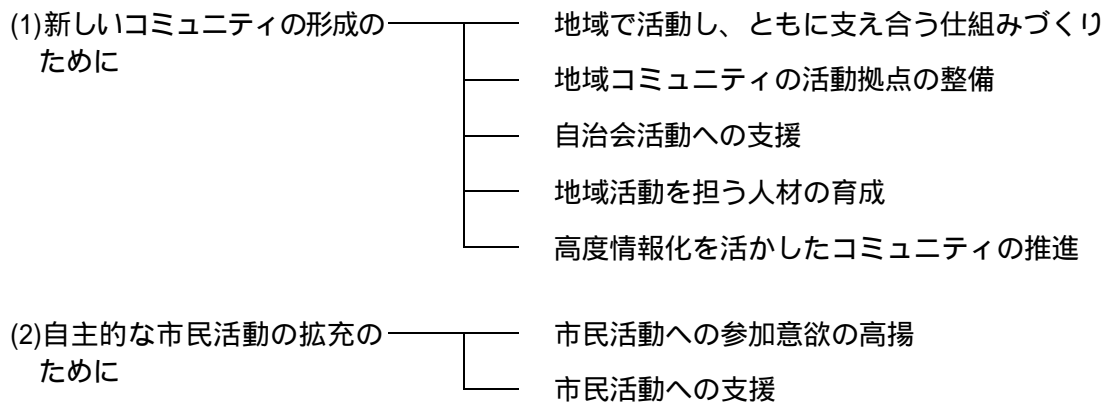
そこで、ボランティアや自治会などのコミュニティ活動をはじめとする自主的・主体的な市民活動への参加意欲を高め、活動をさらに活発化させることが必要になります。

基本方針

地域で活動し、ともに支え合う仕組みづくりや地域コミュニティの活動拠点の整備、地域活動を担う人材の育成、自治会活動の活性化への支援を図るなど、地域コミュニティ活動の環境整備を進めます。

また、協働のまちづくりの基礎となる市民活動を拡充するため、市民活動への参加意欲を高めるとともに、活動へのきっかけや機会の提供、活動を支援する場所の整備、情報・意見交換の機会の提供などにより市民活動を支援していきます。

施策の体系



施策の概要

(1)新しいコミュニティの形成のために

地域で活動し、ともに支え合う仕組みづくり

市民活動のきっかけや機会の提供、活動のネットワークづくりのためのコミュニティ活動支援などを通じ、ともに支え合う仕組みづくりを整備します。

地域コミュニティの活動拠点の整備

市民自らが主体的に地域コミュニティの活動に参加していけるよう、自治会等集会施設をはじめ活動拠点を整備します。

自治会活動への支援

地域における他の活動団体との交流と連携の促進や自治会運営のさらなる活性化に向けた啓発、学習機会の提供を図るなど、自治会活動を積極的に支援します。

地域活動を担う人材の育成

学習機会の提供をはじめ地域活動を担う人材を育成・指導するための各種支援を行うとともに、地域活動を担う人材の交流と連携を促進します。

高度情報化を活かしたコミュニティの推進

インターネットなどのコミュニケーション手段を活用した新たな形のコミュニティを推進します。

(2)自主的な市民活動の拡充のために

市民活動への参加意欲の高揚

市民活動に関する情報の提供や相談体制を充実するとともに、講座、学習機会の提供など、市民活動への参加意欲を高めていく施策を進めます。

市民活動への支援

各種市民活動の発展・充実を目指し、活動をサポートする場所・資機材の整備、学習機会の提供、出会いや交流を通じたネットワークづくりなどの支援に取り組みます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
ボランティア・市民活動支援事業	ボランティア活動をしたい人、している人、受けたい人、それぞれに必要な情報提供、相談などの諸施策を進めるとともに、活動をサポートする場所・資機材の整備や学習機会の提供などを通して、市民の参加・活動意欲を高めるための支援を行います。

第3節 分権時代にふさわしい行財政運営を推進します

地方分権が本格的に進むなか、市の行政サービスが市民の多様なニーズに即応し迅速かつ総合的で、市民の自主的な選択に基づいた個性的なものとなることが求められています。このようなサービスが提供できるような行政体制に整備するため、不断の行政改革を進めていきます。

- (1)地域の個性を活かした政策を展開するために
- (2)簡素で効率的な行政体制の整備のために
- (3)健全な財政運営のために
- (4)広域行政の推進のために

現況と課題

(行政運営)

地方分権によって、自治体の行政サービスが地域住民の多様なニーズに応え、迅速、総合的、かつ個性的になることが期待されています。さらに、自治体が相互に独自性を競い合う時代に入ったとも言えます。

本市では、こうした時代に備え、行政改革大綱を策定し、これまで組織管理、人事管理の適正化や財政運営の効率化、行政機能の充実、情報公開の推進などに取り組んできました。

今後は、本格的な地方分権の時代を担える自治体として、厳しい財政状況の中で、自主性と自立性を高め、拡大される自治責任を全うできるよう、行政改革をより一層推進していかなければなりません。

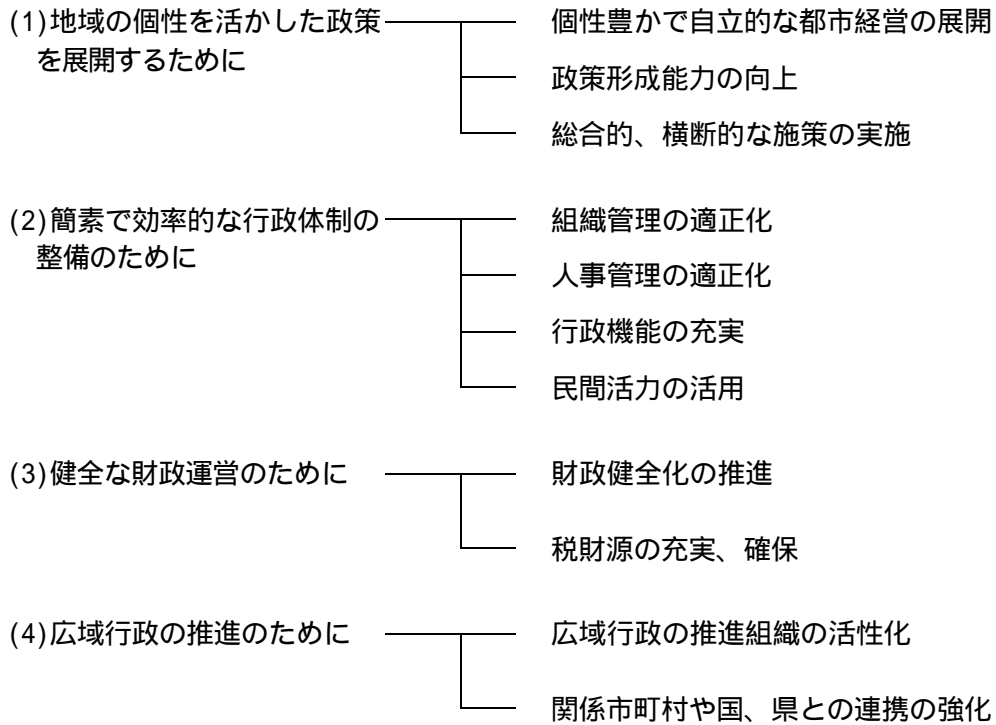
また、生活圏の拡大や生活様式の多様化に伴って、広域化、複雑化する諸問題に対応するため、国、県及び近隣市等との連携を深めていくことも重要です。

基本方針

地方分権に対応し、市の政策形成能力の向上や総合的、横断的な施策の実施に努め、地域の特性を活かした個性ある自立した都市経営を展開します。

市民の視点に立った市民本位の行政運営と財政の健全化を進めるため、行政改革の指針となる行政改革大綱を適時見直しながら、職員の意識改革のもとに行政改革を一層推進します。

施策の体系



施策の概要

(1)地域の個性を活かした政策を展開するために

個性豊かで自立的な都市経営の展開

本市の特性や課題等に関わる調査・研究機能の向上に努めるとともに、その研究成果を政策形成に反映します。また、行政改革大綱を適時見直し、行政改革を進めます。

効率的・効果的な都市経営のため、政策管理、組織管理、財務管理、人事管理等の経営管理システムを連動させた総合的な経営管理システムを構築します。

さらに、国、県からの権限委譲や財源委譲を積極的に進め、自立的な都市経営を推進します。

政策形成能力の向上

庁内各部門や組織全体としての政策形成能力を高めます。また、これに合わせて組織を構成する職員の政策形成能力を高める組織運営・人事体制を確立します。

総合的、横断的な施策の実施

本市が総合的に取り組むべき課題や部門をまたがる課題に対応するため、システムの充実を図り、調整機能を強化するほか、総合的、横断的な施策を実施するとともに、適切な進行管理を行います。

(2)簡素で効率的な行政体制の整備のために

組織管理の適正化

社会経済情勢の変化に対応し、行政課題や市民ニーズに即応した施策を展開できるよう組織を見直していきます。また、見直しにあたっては、組織のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、市民にとって簡素で分かりやすく、即応性に優れた組織・機構となるように努めます。

人事管理の適正化

人材育成基本方針を時代に合った内容に適時見直し、これに基づき職員の意識改革を進め、政策形成能力、創造的能力、法務能力等の職員の能力開発を効果的に推進することにより、定員管理や給与水準の適正化及び職員の能力や勤務実績を重視するなど人事管理の適正化を推進します。

行政機能の充実

高度情報通信技術を活かし、電子申請や*ワンストップサービスの充実などで窓口サービスの向上を図るとともに、出先機関の機能強化をはじめとする地域行政機構の充実や庁舎の改修整備を図るなど、行政機能を充実します。

民間活力の活用

市民と行政の役割分担を見直した上で、市民サービスの向上に留意し、*PFIによる事業や業務の民間委託等を通して、民間の優れた技術力や資金力など民間活力を積極的に活用します。

(3)健全な財政運営のために

財政健全化の推進

財政健全化計画に基づき、事務事業の整理合理化や経常経費の節減、公共事業の発注方法の適正化などを図り、歳出の抑制に努めるとともに、使用料・手数料等の受益者負担の適正化などにより歳入の確保を図り、財政構造の健全化を進めます。併せて、柔軟な財政構造のもとで、バランスのとれた歳出構成を目指し、適正な財源の配分に努めます。

税財源の充実、確保

充実した市民サービスを提供できるよう、安定した税財源確保の体制を整備するとともに、市への税源移譲に向け、国、県へ要望するなど働きかけを行います。

(4)広域行政の推進のために

広域行政の推進組織の活性化

行政分野別に設置されている広域行政の推進組織の事務事業を抜本的に見直すとともに、組織間相互の連携強化や財政的基盤を強化するなど、広域行政の推進組織を活性化します。

関係市町村や国、県との連携の強化

広域的な行政課題の解決のため、国、県等への要望活動や県事業の促進などにおいて全国市長

会、千葉県市長会などの組織を有効活用し、関係市町村や国、県との連携を強化した行政運営を進めます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
行政改革の推進	これまでの行財政改革の取り組みを検証し、分権の時代に合わせた効率的で質の高い行財政運営に向け、現行の行政改革大綱を見直し、これに基づき行政改革を推進します。
財政健全化の推進	財政運営の健全性を確保するため、経常収支比率などの財政指標の目標値達成を図ります。
総合的経営管理システムの構築	個性豊かで自立的な都市経営の展開を推進体制面で担保するため、政策管理、財務管理、人事管理等の経営管理システムの総合化を図ります。

第4節 情報通信技術を市民生活の向上に活かします

情報通信技術は市民生活の向上や社会経済活動の発展に不可欠なものとなっています。誰もが安心して情報通信技術を活用して快適な生活を送れるよう、地域の情報化を進めるとともに、情報通信技術を最大限活用し、様々な分野での市民サービスの向上に取り組んでいきます。

(1)情報通信技術を通して快適に暮らせるために

現況と課題

(情報化)

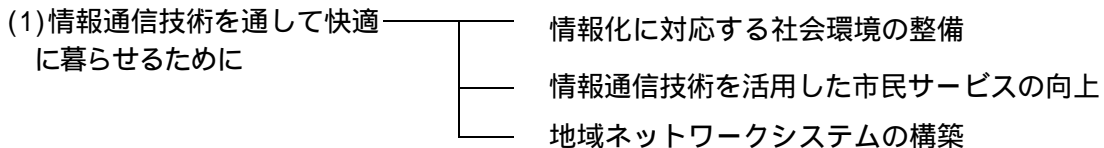
本市では、これまで高度情報化に対応するため、コンビニ店等と協力して、インターネット等を利用した市民生活に役立つ情報システムの整備、ケーブルテレビ通信網の家庭や公共施設への普及、庁内*LANを利用した行政システムの整備、高齢者や障害者(児)対象の情報利用技術教育など、地域の情報化に取り組み市民生活の向上に努めてきました。今後は、高度化する情報通信技術を活用することにより、さらなる市民生活の向上や社会経済活動の発展が期待されます。

そのため、誰もが簡単に、また安心して情報通信技術を活用し、真に豊かで快適な生活を楽しむことができるまちづくりの推進や、行政の様々な分野で市民サービス向上のための対応が求められています。

基本方針

情報化に対応する社会環境を整備し、地域の情報化を進めるとともに、情報通信技術を最大限活用して、行政事務の効率化・高度化及び市民サービス向上のための取り組みを進めます。

施策の体系



施策の概要

(1)情報通信技術を通して快適に暮らせるために

情報化に対応する社会環境の整備

地域の情報化を総合的、計画的に進めるため、地域情報化推進計画を策定し、庁内の情報通信基盤の整備、プライバシー及び権利の保護、情報弱者に配慮した情報活用能力の向上など、情報化に対応する社会環境の整備を図ります。

情報通信技術を活用した市民サービスの向上

情報通信技術を活用し、行政事務の効率化・高度化による市民サービス向上のための施策を進めます。

地域ネットワークシステムの構築

地域における情報通信基盤を整備し、地域で保有する各種データベースシステムの連携を図るなど、地域の企業、大学、団体及び行政が連携し、情報共有やコミュニケーションを図るためのネットワークを構築します。

主要事業

主要事業名	事業の概要
情報化整備事業	地域における情報通信に関する基盤設備等を整備し、市民・企業・行政などが広く平等に活用できる環境を構築します。
行政事務電子化推進事業	行政における情報の収集・伝達・共有（保存）・処理を電子化し、行政サービスを向上させるとともに、総合行政ネットワークなどにより、国・県との効率的な事務連携を目指します。
情報化推進人材育成事業	情報化の恩恵を市民が等しく享受できるよう、IT（情報通信技術）活用技術の向上・普及に必要な人材を育成します。
地理情報システム整備活用事業	図面管理の効率化及び市民サービスの向上を図るため、必要な情報を簡単に検索したり、様々なデータを総合化できる地理情報システム（統合型GIS）の整備を推進します。



第 4 部 政策評価



政策評価

この総合計画では、地方分権の進展のもとに、市民との協働を基調とする新しい行政の創造に向けた取り組みとして、計画に対する市民の理解をより深め、さらに、計画の取り組み状況を検証・評価するための政策評価を導入します。

1 政策評価の目的

政策評価は、施策や事業の有効性や効率性の向上、行政運営の透明性の向上を通じて、限りある財源の中で、行政サービスの向上を進めていくことを基本的な目的とします。

また、その実施にあたっては、市民とともに評価を行い、結果を公表することにより、市民から信頼される行政運営を目指すとともに、市民と行政の役割分担と相互協力の風土の醸成を通じ、まちづくりへの市民参加を一層進めることもねらいとします。

2 政策評価の進め方と評価結果の活用

政策評価は、総合計画の中で実施する様々な政策、施策や事業を対象とし、それらの立案、実施や終了などの段階で検証・評価を実施するものです。

そのための手法については、市民の視点に立った評価を基本とし、市民参加によって具体的に決定していきます。また、評価結果については、広く市民に公開するとともに、施策の方向性の確認、予算配分の見直し、行政改革などに向けて活用していきます。